

教育委員会の点検・評価に関する報告書
対象年度 平成 28 年度

守口市教育委員会
平成 29 年 9 月

目次

I 教育委員会の点検・評価

| | |
|-----------------------------|---|
| (1) はじめに..... | 1 |
| ①点検・評価の趣旨 | |
| ②点検・評価の対象 | |
| ③点検・評価の方法 | |
| ④点検・評価の構成 | |
| (2) 守口市教育委員会の組織・構成..... | 2 |
| ①教育委員名簿 | |
| ②教育委員会事務局組織の概要 | |
| (3) 守口市教育委員会の活動状況..... | 4 |
| ①教育委員会会議の開催状況及び審議案件 | |
| ②教育委員の活動状況 | |
| ③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信 | |
| (4) 平成 28 年度の教育委員会の取組み..... | 8 |
| 教育委員会の決算・予算 | |
| 守口市教育大綱について | |
| 平成 28 年度 めざす守口の教育（概要） | |

II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育分野

【基本方針 1】

| | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～..... | 14 |
| ■学ぶ意欲の向上 | ■言語活動の充実と言語力の育成 |
| ■自学自習力の育成 | ■支援教育の充実 |
| ■幼児教育の充実 | |

【基本方針 2】

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～..... | 34 |
| ■人権教育の充実 | ■道徳教育の充実 |
| ■生徒指導の充実 | ■キャリア教育の充実 |

【基本方針3】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～.....48

■健康・体力づくりの充実

■安全・安心な環境づくりの推進

【基本方針4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～.....56

■学校経営の改善

■教職員の資質向上・研修の充実

■教育環境の充実

社会教育分野

【基本方針5】

生涯学べる社会をつくる ～生きがいのある地域社会の実現～.....70

■社会教育の振興

I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに

①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条の規定に基づき、毎年、前年度の教育行政の施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成・公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、次年度以降の教育行政に反映させるものです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前項第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

②点検・評価の対象

毎年度、「めざす守口の教育」として教育目標・基本方針及び重点項目を策定し、より効率的な教育行政の推進に努めています。本報告書では、平成28年度に掲げた主な取り組みをもとに、新たに項目立てした教育委員会の取り組みを点検・評価の対象としました。

③点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、基本方針に基づく主な施策・事業の内容とともに、進捗状況を明らかにしたうえで、平成28年度の事務の管理・執行の状況を4段階で評価し、評価の根拠及び今後の方向性を示しました。なお、中長期的な課題については今後の方向性の箇所で説明しています。また、点検・評価の客観性を高めるため、学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【各評価の目安】

| | |
|---|--|
| ◎ | 教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの |
| ○ | 教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの |
| △ | 教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの |
| × | 教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの |

【学識経験者】

- ・大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授 島 善信 氏
- ・関西大学 文学部 教育文化専修教授 赤尾 勝己 氏

④点検・評価の構成

点検・評価の構成については、5つの基本方針に分類し、それぞれの重点項目に教育委員会の取組み、評価、評価の根拠、今後の方向性を明記し、説明が必要と思われる用語については、できる限り図表及び注釈を付け掲載しました。

また、基本方針ごとに学識経験者の意見・助言を記載しています。

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

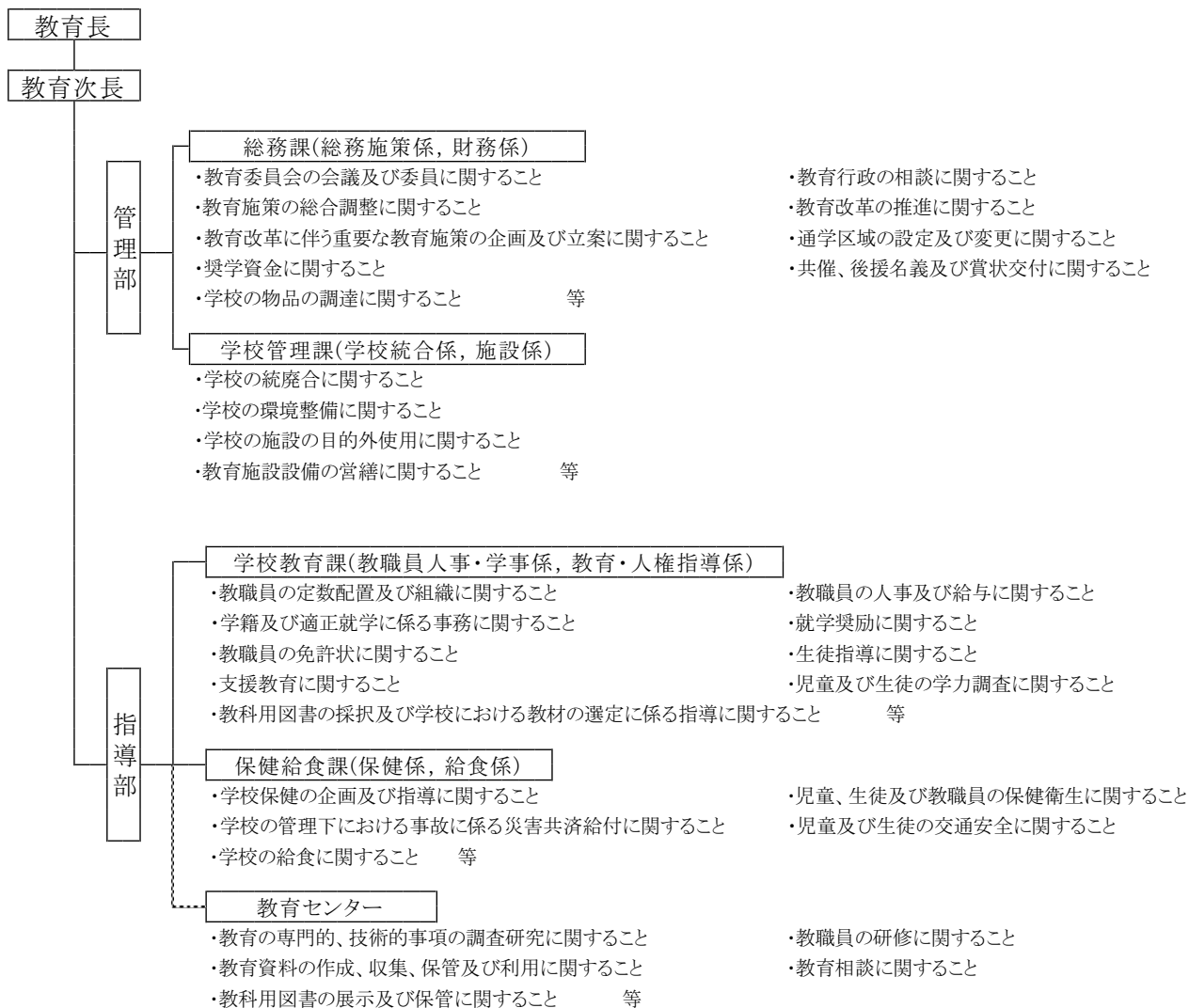
①教育委員名簿（平成28年度末現在）

| 職名 | 氏名 | 教育委員 任期 | |
|----------|--------|---------|------------------------|
| 委員長 | 渡邊 一郎 | 1期 | 平成25年8月2日～平成29年8月1日 |
| 委員長職務代理者 | 橋爪 利明 | 1期 | 平成25年9月9日～平成29年9月8日 |
| 委員 | 江端 源治 | 1期 | 平成24年3月11日～平成28年3月10日 |
| | | 2期 | 平成28年3月11日～平成32年3月10日 |
| 委員 | 駒田 真由美 | 1期 | 平成28年7月7日～平成32年7月6日 |
| 教育長 | 首藤 修一 | 1期 | 平成23年12月20日～平成25年3月31日 |
| | | 2期 | 平成25年4月1日～平成29年3月31日 |

②平成28年度退任委員

| 退任時職名 | 氏名 | 教育委員 任期 | |
|----------|--------|---------|---------------------|
| 委員長職務代理者 | 榎原 恵理子 | 1期 | 平成24年7月7日～平成28年7月6日 |

③ 教育委員会事務局組織の概要(平成28年4月1日現在)



<学校園数>

| 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 | 幼稚園 |
|-----|-----|--------|-----|
| 15校 | 7校 | 1校 | 4園 |

※平成28年4月1日に機構改革があり、生涯学習部であった生涯学習課及びスポーツ・青少年課が市長部局の市民生活部、放課後こども課がこども部へ移管し、また、10館1分室あった公民館はコミュニティセンターとなり、市民生活部コミュニティ推進課の所管となりました。

【機構改革の目的】

市民の生涯学習及び文化、スポーツの活動が自己の向上を図るとともに、より良い地域づくりに結びつくよう、また、教育の枠を超えて地域振興や健康づくりなどの関連行政と併せて総合的に推進するため、市長部局との一元化を図るものです。

(3) 守口市教育委員会の活動状況

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催しています。平成28年度は合計13回開催しました。

- 定例会・・・・・・・・・・・・・・ 12回
- 臨時会・・・・・・・・・・・・・・ 1回

①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

| | 開催日 開催会議 | 審議案件 |
|---------------|-------------|---|
| 平成 28 年 | 4月25日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育センター条例の施行期日を定める規則案 ・職員の処分について ・平成27年度教育費繰越予算案についての意見 |
| | 5月23日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についての意見 |
| | 6月6日 臨時会 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度教育費補正予算案についての意見 ・よつば小学校新築工事請負契約の締結についての意見 ・寺方小・南小学校統合校新築工事請負契約の締結についての意見 ・さつき学園運動場整備等工事請負契約の締結についての意見 |
| | 6月27日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員長職務代理者の選挙 ・守口市教育財産の処分の申出について |
| | 7月25日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選挙 ・平成29年度使用教科用図書について ・守口市教育委員会事務局職員の任命について |
| | 8月31日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度教育費補正予算案についての意見 ・守口市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則案 ・平成27年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について ・守口市立三郷小学校・橋波小学校の統合実施計画(案)について ・損害賠償請求事件に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解についての意見 ・守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 |
| | 9月21日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案 ・平成28年度教育委員会表彰について ・平成28年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて |

| | | |
|-------|------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についての意見 |
| | 10月31日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育財産の処分の申し出について ・守口市教育委員会事務局職員の任命について ・守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案についての意見 ・平成28年度全国学力・学習状況調査の結果概要について |
| | 11月21日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度教育費補正予算案についての意見 ・守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例案についての意見 ・平成29年度守口市公立学校教職員人事基本方針(案)について |
| | 12月20日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度教育に関する予算についての意見案 ・守口市教育財産の処分の申し出について ・守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案 ・損害賠償等請求調停事件に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解についての意見 |
| 平成29年 | 1月25日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度教育費補正予算案についての意見 ・守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 ・守口市文化財保護審議会委員の委嘱について ・平成29年度使用学校教育法附則第9条による一般図書(拡大教科書)の採択について ・平成29年度全国学力・学習状況調査の参加について ・全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与について |
| | 2月13日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・守口市社会教育委員の委嘱について ・平成29年度 守口市立学校長等任命の内申案 |
| | 3月21日 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度「めざす守口の教育」(案)について ・守口市文化財保護審議会への諮問について ・守口市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則案 ・守口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案 ・教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則案 ・守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案 |

※定例会・臨時会では、上記議案の審議以外に必要に応じ協議会・懇談会を開催し、学校教育・社会教育に関する意見交換の場を持っています。

②教育委員の活動状況

| 出席日 | | 主な出席行事等 |
|-----|--------|--|
| 4月 | 4日 | 市立さつき学園 開校式 |
| | 5日 | 平成28年度市町村教育委員長・教育長会議 |
| | 8日 | 市立よつば小学校 開校式 |
| | 10日 | 平成28年度守口市スポーツ少年団市長旗野球大会 |
| | 15日 | 大阪府都市教育長協議会平成28年度総会及び4月定例会 |
| | 18日 | 第1回北河内地区教育長協議会・人事協議会 |
| | 21・22日 | 平成28年度近畿都市教育長協議会定期総会 |
| 5月 | 8日 | 第10回守口市だんじり祭・記念大会 |
| | 10日 | 平成28年度守口地区保護司会総会 |
| | 12日 | 市PTA協議会決算総会 |
| | 15日 | 第48回守口市こどもまつり |
| | 25日 | 更生保護女性会平成28年度総会 |
| | 26日 | 平成28年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会 |
| 6月 | 27日 | 第1回総合教育会議 |
| 7月 | 4日 | 第2回北河内地区教育長協議会及び人事協議会 |
| | 9日 | 市婦人団体連合協議会「第40回婦人スポーツ大会」 |
| | 11・12日 | 平成28年度北河内地区教育長協議会管外研修会 |
| | 18日 | 第31回提灯踊大会 |
| | 22日 | 平成28年度大阪府都市教育長協議会夏季研修会及び定例会 |
| 8月 | 7日 | 市こども会親善スポーツ大会 |
| | 13日 | 第10回全国中学生少林寺拳法大会 |
| | 21日 | 平成28年度守口市中学生スポーツ大会 |
| | 24日 | 平成28年度臨時北河内地区教育長協議会 |
| | 26日 | 平成28年度大阪府都市教育長協議会夏季研修会及び定例会 |
| | 28日 | 市花火大会 |
| 9月 | 4日 | 平成28年度守口市スポーツ少年団本部長旗野球大会 バトングループ第44回定期発表会 |
| 10月 | 6日 | 大阪府都市教育長協議会役員会及び10月定例会 |
| | 11日 | 平成28年度守口市戦没者追悼式 |
| | 15日 | 市民文化祭 |
| | 22日 | 第7回守口市読書感想文発表会 |
| | 25日 | 平成28年度近畿市町村教育委員会研修大会 |
| | 26日 | 守口市小学校音楽会 |
| | 27・28日 | 平成28年度近畿都市教育長協議会研究協議会 |
| | 30日 | 新庁舎開庁パレード |

| | | |
|-----|-----|---|
| 11月 | 1日 | 守口市有功者表彰・市民一般表彰・70周年特別表彰 教育委員会表彰・職員表彰 |
| | 6日 | 第31回守口市民まつり |
| | 12日 | 市中学生スピーチコンテスト |
| | 14日 | 平成28年度大阪府都市教育長協議会秋季研修会 |
| | 18日 | 大阪府都市教育長協議会予算要望説明会 |
| | 22日 | 市PTA研究大会全体会 |
| 12月 | 26日 | 市立南小学校50周年記念式典 |
| | 4日 | 第35回守口市こども会駅伝競走大会 |
| 1月 | 19日 | 花園守口ふるさと村運営連絡会議 |
| | 6日 | 大阪府都市教育長協議会 |
| | 21日 | こども議会 |
| | 24日 | 北河内地区教育委員会委員研修会 |
| 2月 | 30日 | 平成28年度おおさか環境に優しい建築賞表彰式 第3回北河内地区教育長協議会及び人事協議会 |
| | 3日 | 大阪府都市教育長協議会役員会 |
| | 8日 | 近畿都市教育長協議会第3回役員会 |
| | 9日 | 第4回北河内地区教育長協議会及び人事協議会 |
| | 18日 | 市立とうだ幼稚園 閉園の集い |
| 3月 | 20日 | 市町村教育委員会教育長・学校教育主幹部課長会議 |
| | 5日 | 第40回守口市少年柔道大会 |
| | 14日 | 市立中学校卒業式 |
| | 18日 | 市立小学校卒業式 |
| | 22日 | 市立幼稚園卒園式 |

※上記以外にも、各種団体によるスポーツ大会や出前授業・表彰式・授業参観・公開授業研究会へ参加しています。

また、守口市立学校園の現状把握等のため、学校訪問・視察を随時実施しています。

③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校園の情報等を市民に提供するため、市のホームページを活用し、教育委員会会議録、教育委員会の基本方針、学校園の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

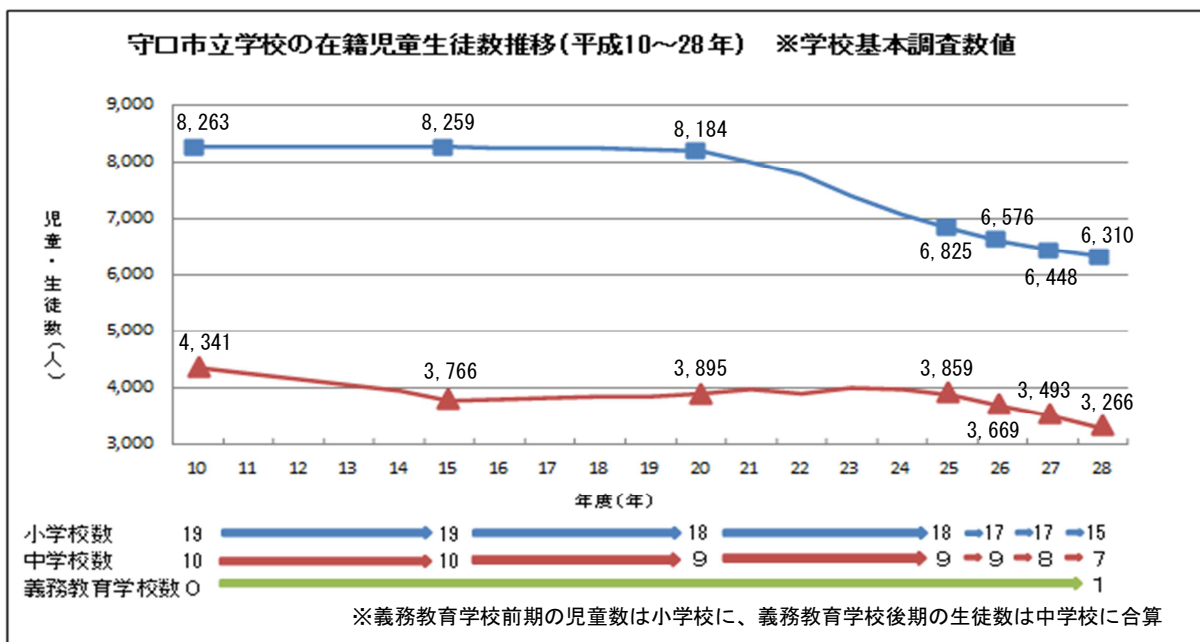
(4) 平成 28 年度の教育委員会の取組み

教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育のそれぞれの目標を挙げ、守口の教育を高める努力をしています。

【教育環境の充実】

子どもたちの安全・安心な教育環境を整えるため実施した耐震補強工事により、耐震化率は統合予定校を除き、平成 28 年 4 月 1 日現在で「100%」となりました。

また、下図に示すように児童生徒数の減少及び施設の老朽化も進行していることから、よりよい教育環境を整えるために、平成 24 年度から「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づく学校統合をすすめており、平成 27 年 4 月に第二中学校と第四中学校を統合し、樟風中学校を開校するとともに、平成 28 年 4 月に本市初の施設一体型小中一貫校の義務教育学校さつき学園を開校しました。また、東小学校と大久保小学校の統合についても、平成 28 年 4 月に旧東小学校を仮校舎としてよつば小学校を開校し、加えて平成 30 年 4 月開校を目指し寺方小学校と南小学校の統合、平成 30 年 4 月開校を目指し三郷小学校と橋波小学校の統合についても準備を進めています。



【教育内容の充実】

全中学校区等での小中一貫教育の推進にあたり、学校・家庭・地域が力を合わせ、義務教育9年間を見通した教育活動と教育コミュニティづくりを推進するため、各中学校区フォーラムを開催するとともに、きめ細やかな学習指導と生徒の学習習慣の確立のための市費中学校教員の配置や家庭学習冊子の作成・配付、ICT教育を効果的に運用するため学校教育情報化コーディネータの派遣や読書活動の充実及び学校図書館の整備を目的とした学校司書を配置するなど、教育活動の充実に努めています。あわせて今年度から小中一貫教育の推進役として設置しました義務教育学校さつき学園の取組みや成果を、各中学校区に情報発信しています。

また、すべての子どもが安心して楽しく学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「守口市いじめ防止基本方針」に基づき、学校がいじめの未然防止の取組みや、早期発見による迅速且つ組織的な対応等を適切に行うことができるための教職員研修の充実を図るとともに、市及び大阪府等の相談窓口を周知するカードの配付等を行いました。加えて、「守口市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的に開催し、関係機関のいじめ防止等に係る連携強化に努めています。加えて、学校・警察相互連絡制度の大阪府警との締結や問題行動対応チャートの活用等、関係機関との連携を強化し、問題行動の未然防止、抑制に努めています。

【社会教育の充実】

子どもたちの読書活動を推進するため、市内の幼稚園・保育所等で「おはなし会」を開催するとともに、絵本の読み手ボランティアを養成する講座をコミュニティセンターにおいて開催し、子どもたちが本に触れることのできる機会を増やし、読書活動の普及・啓発に努めています。

また、市民のライフステージに応じた各種講座をコミュニティセンターで開催し、社会教育の推進に努めています。

さらに、市民の文化財への愛護意識を高めるため、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、年間を通じた四季折々のイベント開催や文化財の展示を行うとともに、市ホームページや広報誌等で施設のPRを行い、市内に所在している貴重な文化財の持つ魅力・情報を市内外へ発信しています。

教育委員会の決算・予算

一般会計における過去5年間の決算・予算の総額と教育費の割合の推移

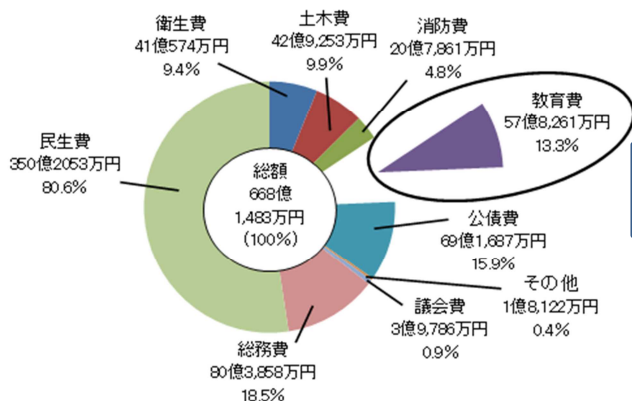
(平成24年度～平成27年度は決算額、平成28年度は予算額)

| | 平成24年度(決算) | 平成25年度(決算) | 平成26年度(決算) | 平成27年度(決算) | 平成28年度(予算) |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 教育費 | 56億7,516万円 | 104億1,916万円 | 87億6,407万円 | 89億5,368万円 | 57億8,261万円 |
| 教育費以外※2 | 516億1,061万円 | 488億8,614万円 | 590億1,410万円 | 527億4,554万円 | 610億3,222万円 |
| 総額 | 572億8,577万円 | 593億530万円 | 677億7,817万円 | 616億9,922万円 | 668億1,483万円 |

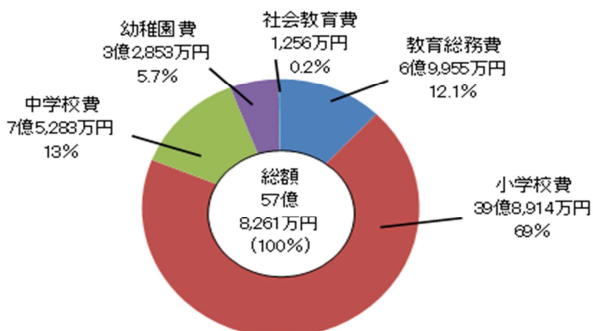
※1 平成28年度は補正後の予算額

※2 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、公債費、その他の合計額

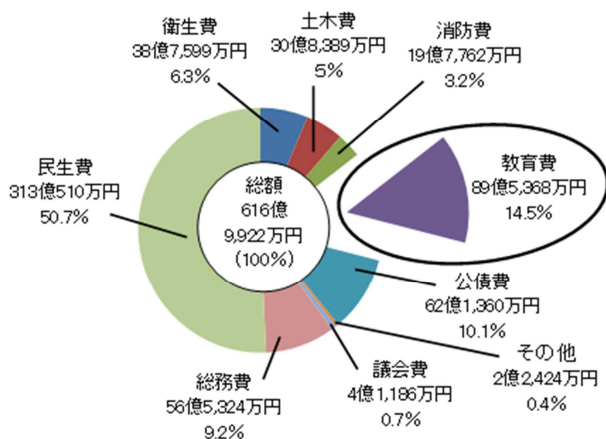
平成28年度一般会計予算の目的別内訳



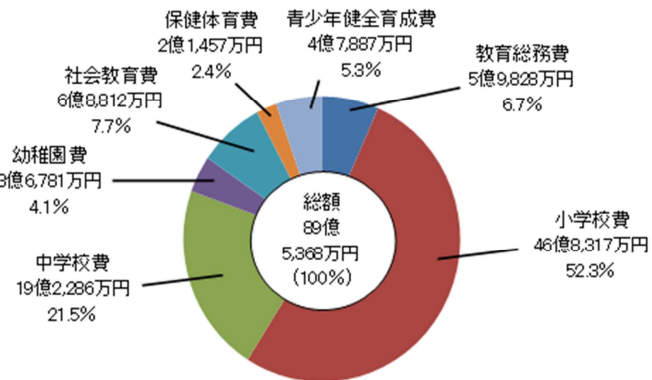
平成28年度教育費予算の目的別内訳



平成27年度一般会計決算の目的別内訳



平成27年度教育費決算の目的別内訳



※平成28年度教育費予算金額減少の主な理由

①社会教育費・保健体育費・青少年健全育成費

文化・スポーツに関する権限が市長に移ったこと、また、公民館がコミュニティセンターとなったことにより、これらの事業に係る予算が市長部局のそれぞれの所管課に属する費目となったため。

②小学校費

平成27年度に実施した小学校4校の校舎棟における耐震補強工事の完了、及びさつき学園の第I期工事による工事請負費の大半の執行が完了したことにより工事請負費が減少したため。

③中学校費

平成27年度においては、樟風中学校の整備工事が完了したこと、及びさつき学園新築工事に係る第I期工事における工事請負費の大半の執行が完了したことにより工事請負費が減少したため。

守口市教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本市では計4回にわたり総合教育会議において市長と教育委員会が協議を重ね、平成28年8月に「守口市教育大綱」を策定しました。(以下、教育大綱より引用)

1. 大綱の趣旨

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

2. 策定にあたっての考え方

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において学校教育・社会教育に関する課題を共有しつつ、協議・調整を行い、第五次守口市総合基本計画の基本目標の1つである「学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち」、重点分野に掲げる「教育・子育ての充実」を踏まえ、教育委員会が策定する「めざす守口の教育」を基礎に理念及び基本方針を定めることとします。

市長と教育委員会は、本大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進していくものです。

3. 期間

大綱の期間は、平成31年度末までとします。

4. 現状と課題

知識基盤社会の到来と国際化、情報化の進展など社会が大きく変化する中、核家族化や少子高齢化の進行、また地域内における人と人とのつながりの希薄化など、子ども達を取り巻く環境も大きく変化しています。

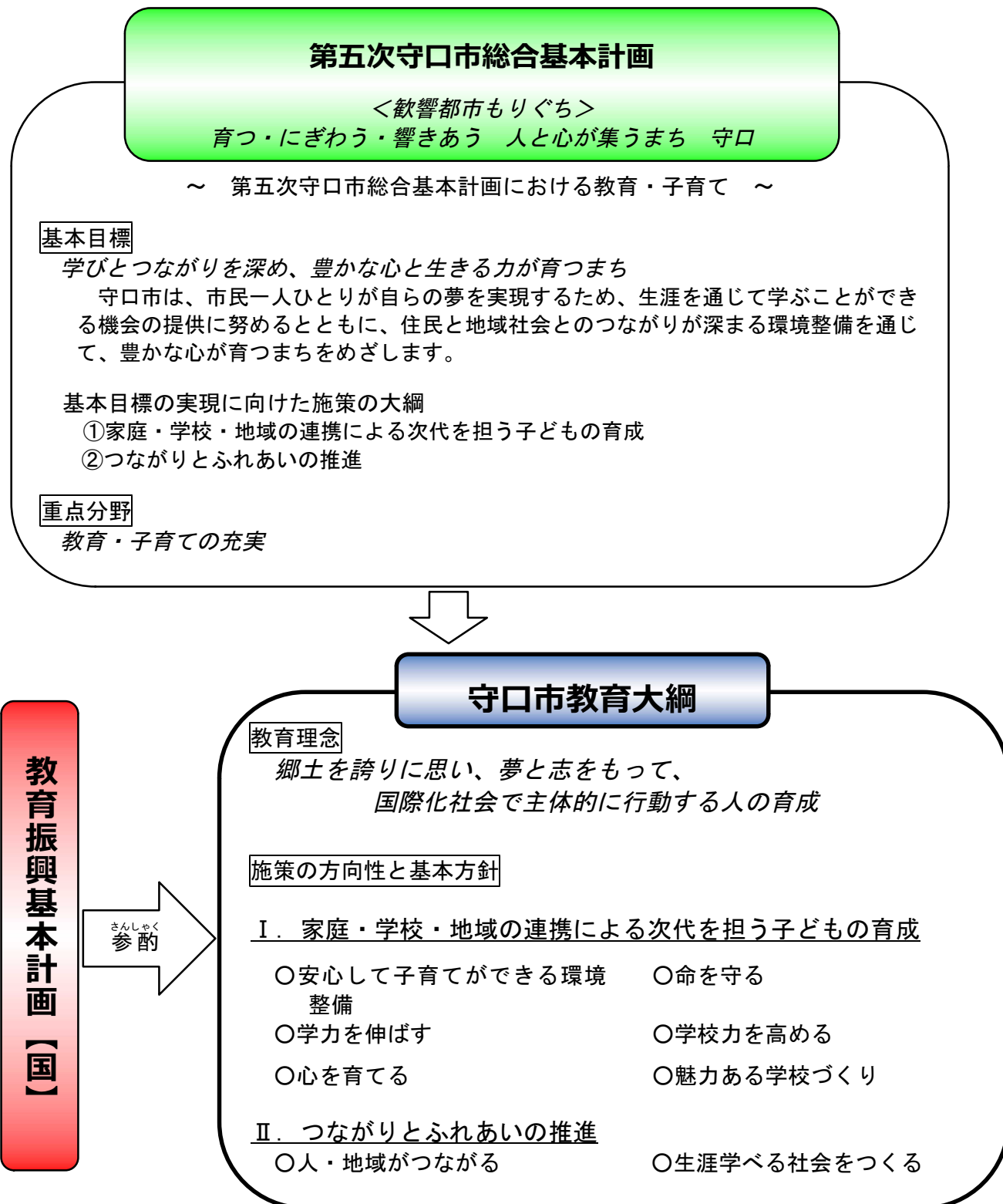
本市においても、子ども達の「学力向上」に向けた取組を進めることはもちろんのこと、児童・生徒数の減少に伴う「学校の小規模化」や「子ども達の安全・安心の確保」、また、不登校や問題行動の増加など、いわゆる「中1ギャップの解消」などが喫緊の課題となっており、これらの課題を解決するために、学校の統合を進めるとともに、義務教育9年を見通した教育目標を掲げ、教職員が地域の子どもの現状を踏まえ、発達段階に応じた指導を行いながら、子どもの豊かな学びをつなぐ小中一貫教育を推進しています。

また、社会教育においては、社会教育法の改正において学校・家庭・地域の連携・協力を促進することが位置づけられ、新たに地域住民の学習の成果を活用する機会の充実や児童生徒の放課後の居場所づくりに関する規定等が追加されました。

学校と地域の連携・協働を推進する体制づくりの取組は、子ども達の教育環境を改善するだけでなく、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動に参画するなど、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることで、活力あるコミュニティの形成につながります。学校では実現できないような体験活動や地域の幅広い世代の人たちとの交流の機会を設けるなど、子ども達に多様な教育メニューを提供することができると考えます。

このため、今後においても、市長部局と教育委員会がしっかりと連携を深め、それぞれの権限と責任に応じた取組を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの豊かな育ちを支える教育コミュニティの形成・充実を図りつつ、今後に変容し続ける社会の中で、子どもが発達段階に応じ「生きる力」を育むために、学校教育・社会教育に関する施策を総合的に推進していく必要があります。

5.教育大綱の位置づけ



教育振興基本計画【国】

さんしやく
参酌

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成』

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

基本方針1 学力を伸ばす

- 1 学ぶ意欲の向上
- 2 言語活動の充実と言語力の育成
- 3 自学自習力の育成
- 4 支援教育の充実
- 5 幼児教育の充実

基本方針2 心を育てる

- 6 人権教育の充実
- 7 道徳教育の充実
- 8 生徒指導の充実
- 9 キャリア教育の充実

基本方針3 命を守る

- 10 健康・体力づくりの充実
- 11 安全・安心な環境づくりの推進

基本方針4 学校力を高める

- 12 学校経営の改善
- 13 教職員の資質向上・研修の充実

基本方針5 生涯学べる社会をつくる

- 14 社会教育の振興

学校
園

家庭
地域

育ちを支える教育コミュニティづくり

II 教育委員会の点検・評価の結果について

| | |
|------------------------|---|
| <p>学校教育 基本方針 1</p> | <p>学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～</p> |
| <p>方針目標</p> | <p>小・中・義務教育学校においては、すべての児童・生徒に社会の一員として必要とされる資質を養うため「確かな学力」の定着をめざします。そのため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成をすすめます。また、学習意欲を高めるために、個に応じた指導方法の工夫・改善をすすめるとともに、学習規律の育成を図ります。</p> |
| <p>重点項目</p> | <p>1. 学ぶ意欲の向上 15.</p> <p>2. 言語活動の充実と言語力の育成 21.</p> <p>3. 自学自習力の育成 25.</p> <p>4. 支援教育の充実 27.</p> <p>5. 幼児教育の充実 31.</p> |

| 重点項目 1 | 担当課 | |
|--|-----------------|----|
| 1. 学ぶ意欲の向上 | 学校教育課 教育センター | |
| 目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力・学習状況調査等の結果を分析・活用した授業・指導方法の工夫・改善 ・ 児童・生徒が主体的に学ぶ授業づくりのための ICT 機器 (※1) の効果的な活用の推進 ・ 学力向上推進教員 (※2) を中心とした校内会議や授業研究会等の計画的な実施 | | |
| 教育委員会の取組み | | 評価 |
| <u>1 学力向上に向けた取組み</u> (教育指導事業) 各校で学力向上プランを作成するにあたり、具体的な取組みや評価の妥当性・信頼性を高める方策を示すとともに、作成された内容、実施結果について情報共有を行う。また、学力向上推進教員会議を年3回開催し、各校の実践を情報交換することで、学力向上に向けた校内会議の充実を図る。 | | ○ |
| <u>2 学習意欲を高める授業づくり</u> (教育研究・研修事業) 児童・生徒が主体的に学習に取り組む「学習規律」の確立・育成に向けた取組みをすすめる。その一環として、全校にある ICT 機器の効果的な活用及び、児童・生徒の情報活用能力の育成のため、ICT 研究指定校によるタブレット等を活用した取組みの研究と他校への情報発信を行う。また、全校に学校教育情報化コーディネータ (※3) を派遣し、授業支援や実技研修などを行う。 | | ○ |
| <u>3 授業の工夫・改善</u> (教育指導事業, 教育研究・研修事業) 「大阪の授業スタンダード (※4)」を活用しながら、アクティブ・ラーニング (※5) の視点からの授業改善を推進するため、校内授業研究会を実施するとともに、その充実を図るため、学校訪問等を通じて指導・助言を行う。また、市費教員を配置し、少人数・習熟度別指導を効果的に行い、授業のユニバーサルデザイン化 (※6) をすすめるため、授業構成の工夫を行える授業改善研修に取り組み、児童・生徒が主体的に学習し、理解できる授業をめざす。 | | ○ |
| <u>4 指導方法の工夫・改善</u> (教職員研修事業, 教育研究・研修事業) 確かな学力の定着や、中1ギャップ (※7) 解消などのため、小中学校での学習の系統性を踏まえた9年間の学びをつなぐ授業づくりに向け、新たに設置した義務教育学校の取組みや成果の情報提供を行いながら、各校の校内研で子どもの学びの過程に視点をおいた指導・助言を行う。また、各校で研究テーマに沿った校内授業研究会を計画的に実施することで、校内体制を有効に機能させ、指導方法の工夫・改善を図る。 | | ○ |
| <u>5 夜間学級の充実</u> (中学校夜間学級調査研究委嘱事業) 生徒の実態や習熟の程度に応じた指導が行えるよう、他市の夜間学級の取組みの情報収集等を行いながら、少人数グループによる指導等、きめ細やかな指導の充実を図る。 | | ○ |

| 評価の根拠 | |
|----------|---|
| ○の根拠について | |
| 1 | <p>校長会・学力向上推進教員会議(年3回)において、効果的な取組みの情報提供や情報交換や、他市の視察訪問を行う中、全校において学力向上プランの検証改善(年2回)を行いながら、授業改善や自学自習力の育成等に向けた組織的な取組みが進められた。</p> <p>全校においてR-PDCAサイクル(※8)による学力向上の取組みが推進されている一方で、学力向上推進教員の校内での位置づけをさらに明確にすることが必要である。</p> |
| 2 | <p>2校のICT研究指定校で公開授業研究会を実施し、のべ153名の教職員が参加して、タブレットPC等効果的なICT活用方法について学んだ。また、平成28年8月、中学校に教育用タブレットPC41台を整備した。さらに学校教育情報化コーディネータが年間3,372回活用され、教員へのICT実技研修が各校で46回実施されたところ、児童生徒対象のICT活用アンケート「ICT機器を使って説明したり発表したりする機会があるか」「ICTを使った授業はわかりやすいか」の設問では、肯定的な回答が増えた。(P17 図表2)児童・生徒が主体的・対話的で深い学びができるよう、今後も研究を深める必要がある。</p> |
| 3 | <p>アクティブ・ラーニングの視点から授業改善を推進するため、2校の研究指定校で、外部講師を招へいしながら年4回の公開研究授業を実施し、研究校以外の学校からのべ90名が参加するとともに、校内研究を先進的に行っている他府県・他市への学校視察を実施し、のべ75名が参加して、各学校へ持ち帰り、校内研究を推進した。習熟度に差がある科目については、少人数での指導を行うことで、きめ細やかな授業工夫・改善を行った。</p> <p>児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりと、より効果的な少人数指導の在り方について、今後も研究を深める必要がある。</p> |
| 4 | <p>管理職研修会で、これまでの小中一貫教育における各校区の工夫ある取組みや成果、また義務教育学校の取組みを報告する中、全中学校区で9年間の学びを意識した合同授業研究会を実施し、小中学校教員が連携しながら、9年間の学びをつなぐ学習規律の確立等、指導方法の工夫を行った。</p> <p>小中一貫教育に対する教職員の意識の向上は醸成されているが、義務教育学校の取組みを検証しつつ他校へ広げていくことが必要である。</p> |
| 5 | <p>国の事業を活用し、日本語指導や生徒指導に関する研究を推進しながら、生徒の実態や習熟の程度に応じた少人数学習グループを編成すること等により、外国籍生徒も含めた個々の学習状況に応じた指導が進められた。</p> <p>今後、国の動向を踏まえた生徒の受入れに関し、環境整備等を行う必要がある。</p> |

今後の方向性

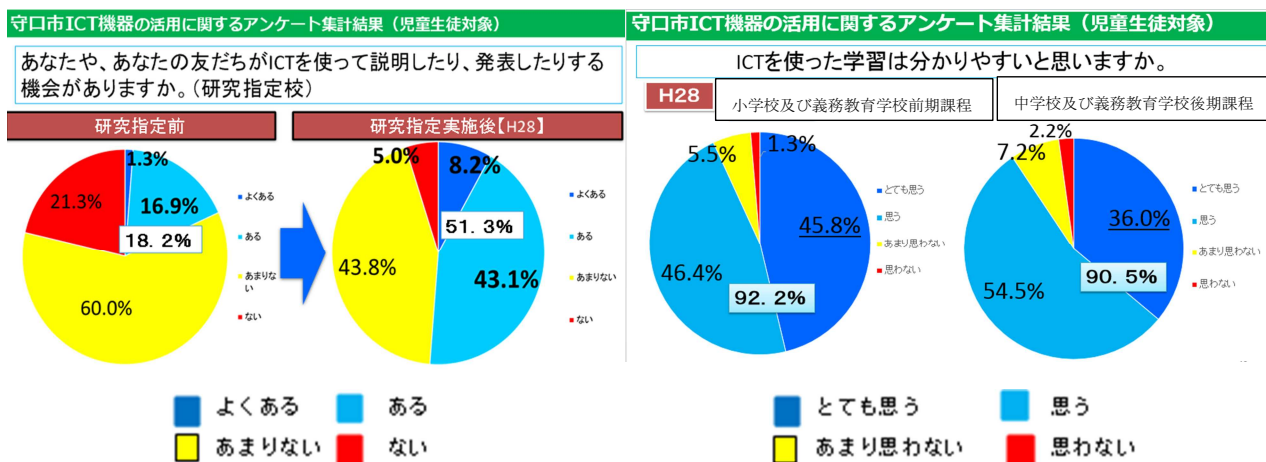
◆全国学力・学習状況調査の結果などを踏まえ、各校での学力向上推進委員会等による R-PDCA サイクルの確実な実施により、各校の実情に見合った学力向上プランの改善を行っていくとともに、学力向上推進教員会議の計画的・継続的開催により、その内容や実施結果の情報共有を行う。さらに、会議の内容等を校内で全教職員により情報共有が行えるよう環境整備に努める。特に、中学校及び義務教育学校への市費教員の配置等によるきめ細やかな指導を実施するなど、授業・指導方法の改善に取り組み児童・生徒の学ぶ意欲の向上に努め、あわせて多様化する夜間学級の生徒への指導工夫改善を図っていくことにより、学ぶ意欲の向上に努めていく。また今後は、義務教育学校さつき学園の取組み成果などの検証を行いつつ、校長会などを通して発信し、各中学校区における小中一貫教育のより一層の充実に向け取り組む。

図表及び注釈

1 学力向上に向けた取組みに関する参考図表

| 全国学力・学習状況調査 児童・生徒の肯定的回答 | 授業のはじめに目標が示されている | | 授業の最後に振り返る活動をよく行っている | |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 小学校及び 義務教育学校 (前期課程) | 中学校及び 義務教育学校 (後期課程) | 小学校及び 義務教育学校 (前期課程) | 中学校及び 義務教育学校 (後期課程) |
| 平成 28 年度 | 81.7% | 86.6% | 79.7% | 70.1% |
| 平成 27 年度 | 81.1% | 81.0% | 70.0% | 57.0% |

2 学習意欲を高める授業づくりに関する参考図表



3. 授業の工夫・改善に関する参考図表

| 少人数指導の実施による年間増加時数 (1校あたり平均) | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 平成 28 年度 | 1087.5 時間 | 2055.9 時間 |
| 平成 27 年度 | 1109.0 時間 | 2234.5 時間 |
| 平成 26 年度 | 1099.4 時間 | 1709.5 時間 |

※平成 27 年度より全中学校に市費教員 1 名を配置

3. 授業の工夫・改善に関する参考図表

| | | |
|----------------------------|---|-----------------------|
| 全国学力・学習状況調査 児童・生徒の肯定的回答 | 話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、 広げたりすることができている。 | |
| | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
| 平成 28 年度 | 70.3% | 59.8% |
| 平成 27 年度 | 56.5% | 54.0% |

4. 授業改善のための外部講師の招へい及び他府県・他市への学校視察の状況

| | |
|--|---|
| 平成 28 年度授業改善推進研修（全 4 回） 【目的】学校視察等の研修を実施することで、 各校の校内研究体制の更なる充実と教員の授業改善を図る | |
| 6 月 15 日（水） | 摂津市立第二中学校視察 |
| 8 月 4 日（木） | 講演「子ども主体の授業デザイン」講師：大阪教育大学 森田英嗣 教授 |
| 12 月 2 日（金） | 京都市立嵯峨小学校視察 |
| 2 月 17 日（金） | 実践報告を聞き、各校のこれからの取組みを交流協議 報告校：守口市立下島小学校、守口市立庭窪中学校 (校内研究推進実践協力校「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善」) |

5. 中学校夜間学級の充実に関する参考図表（それぞれ 5 月 1 日現在）

| 年度 | 生徒数 | 内訳 | |
|----------|-------|------|------|
| | | 日本国籍 | 外国籍 |
| 平成 28 年度 | 128 人 | 37 人 | 91 人 |
| 平成 27 年度 | 116 人 | 37 人 | 79 人 |
| 平成 26 年度 | 109 人 | 35 人 | 74 人 |

「学ぶ意欲の向上」にかかる支援員等一覧

| 名称 | 対象 | 内容 | 人数 |
|----------------|---------------------------|--|------|
| 学習支援サポーター | 全校 | 放課後学習や授業において児童生徒の学習支援を行う。 (学生や地域の方等の有償ボランティア) | 60 名 |
| 少人数指導等加配教員 | 中学校 及び義務教育学校 (後期課程) | きめ細やかな少人数指導による授業の実施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援を行う。(市費教員) | 8 名 |
| 学校教育情報化コーディネータ | 全校 | 授業で電子黒板や教育用コンピュータ等の ICT 機器を効果的に活用するため、教員の ICT 活用を支援する。(市費委託) | 7 名 |

- | |
|---|
| ※1 【ICT 機器】：電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと（ICT は、Information and Communication Technology の略）。 |
| ※2 【学力向上推進教員】：学力向上へ向けた取組みについて、各学校の中心的な役割を担う教員。 |
| ※3 【学校教育情報化コーディネータ（ICT 支援員）】：ICT 機器を効果的に活用し、「わかりやすい授業」を実現するため、授業準備・操作補助等を行って教員の ICT 活用を支援する人のこと。そのほかに、校務支援、デジタルコンテンツ作成や機器メンテナンス、HP 作成・更新等を行う。 |
| ※4 【大阪の授業スタンダード】：子ども主体の授業づくりのポイントをまとめた冊子（大阪府教育センター発行） |
| ※5 【アクティブ・ラーニング】：課題の発見と解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ学習。 |
| ※6 【授業のユニバーサルデザイン化】：学習の手順や、考える視点等を明確に、視覚化して示すなど、授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての子どもが、楽しく「分かる・できる」授業づくりを進めること。 |
| ※7 【中1ギャップ】：小学校6年生から中学校1年生への進学の際、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりする現象。 |
| ※8 【R-PDCA サイクル】：Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善)のサイクルで、業務改善を行うシステムに、Research(調査・研究)を加えたもの。 |



| | |
|--|--|
| 重点項目 2 | 担当課 |
| 2. 言語活動の充実と言語力の育成 | 学校教育課 教育センター |
| 目標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「読む力」「書く力」「伝え合う力」等の言語活動の充実と言語力の育成 ・読書好きの子ども増加と読書習慣の定着 ・英語を使ってコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成 | |
| 教育委員会の取組み | 評価 |
| <p><u>6 言語活動の充実と言語力の育成</u>（教育研究・研修事業）</p> <p>研修会、計画訪問等を通じ、すべての授業において「読む」、「書く」、「伝え合う」活動を設定することを指導し、児童・生徒の言語力育成を図り、文書表現能力と論理的な思考力や判断力を育成する。また、ペア学習やグループ学習を行い、表現し、発表することのできる総合的な言語力の育成を図っていく。</p> | ○ |
| <p><u>7 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備</u>（読書活動推進支援事業）</p> <p>各中学校区及び義務教育学校に1名の学校司書（※9）を配置し、児童・生徒のニーズに応じた図書を配置するなど、子どもたちにとって利用しやすくなるよう環境整備を行う。また、「読書週間」や「読書量の設定」の取組みの充実を図るとともに、児童・生徒における図書委員会活動の活性化を図り、魅力的な学校図書館（※10）となるよう、休み時間・放課後開放などを行う。また、教育委員会主催で読書感想文発表会を実施する。</p> | ○ |
| <p><u>8 英語でコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成</u> （教育指導事業、小学校英語教育支援員派遣事業）</p> <p>中学校、義務教育学校に5名のAET（※11）を学期ごとの輪番によって派遣するとともに、全小学校、義務教育学校に外国語活動支援員（※12）を配置する。また、年2回の全校の外国語担当教員会議を開催し、各校における取組みの共有を図るとともに、教育委員会主催で「英語で遊ぼう」等を開催し、英語教育でのコミュニケーション活動の充実を図る。</p> | ○ |
| 評価の根拠 | |
| ○の根拠について | |
| 6 | <p>言語力の育成に向け、各校のすべての授業において、子どもが意識的に書く活動や、ペア学習等の伝え合う活動の設定により、言語活動の充実を図った。初任者研修において、ペア学習やグループ学習を取り入れ、子どもが表現し、発表する機会を設けるよう授業づくりの指導を行ったところ、すべての初任者の研究授業で、実現できた。初任者からは「子ども主体の授業づくり」の参考になったという声が多数あった。一方で、新学習指導要領で推進される「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりをさらに深めていく必要がある。</p> |
| 7 | <p>教員と学校司書及び読書ボランティアが連携しながら、学校図書館の開放や10月頃を中心に読書週間の設定、図書委員会等による啓発活動を行うとともに、児童・生徒のニーズにあった図書を購入し蔵書整備を行った。また、学校図書担当者会議を開催し、各校の取組みを共有するとともに、市生涯学習情報センターとの連携を図った。一方で、学校図書館を毎日開放できるよう環境整備に取り組む必要がある。</p> |

8

教員とAET及び外国語活動支援員による指導体制により、コミュニケーション活動を軸とした英語、外国語活動の授業をすすめた。また、教員の指導力向上を図るため、各校の担当者の合同会議や公開授業を3回、大阪府の「授業改善推進リーダー研修」への参加者を講師とした研修を3回実施した。行事では、新たな「多言語で遊ぼう」を含め、258名の児童・生徒が参加した。アンケートでは肯定的な意見が多く、コミュニケーションの育成に役立ったが、行事と授業とをいかに連携させていくかについて研究が必要である。

今後の方向性

- ◆新学習指導要領で推進される「主体的・対話的で深い学び」について周知徹底する等、その実現に向けた授業づくりに向けた環境整備に取り組む。
- ◆英語教育について、今後、小学校及び義務教育学校前期課程での外国語(英語)の教科化を見据え、大阪府が作成した小学校英語学習6ヵ年プログラム「DREAM」を導入し、小学校及び義務教育学校前期課程での英語教育の充実や小中連携における英語教育のスムーズな移行などを模索・試行していく。
- ◆学校司書や学校支援ボランティア(※13)と教職員が連携し、毎日の学校図書への開放に向けての環境整備、蔵書の充実に取り組み、魅力的な学校図書館を創出することにより、読書習慣の定着をめざすとともに、効果的な学校司書の配置方法について研究をすすめる。

図表及び注釈

6. 言語活動の充実と言語力の育成に関する参考図表

| 全国学力・学習状況調査 児童・生徒の肯定的回答 | 友達との間で話し合う活動をよく行っている | |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
| 平成28年度 | 81.1% | 82.8% |
| 平成27年度 | 79.5% | 82.9% |
| 平成26年度 | 80.4% | 78.1% |

| 全国学力・学習状況調査 児童・生徒の肯定的回答 | 国語の授業で意見などを発表するとき、 うまく伝わるように話の組み立てを工夫している。 | |
|----------------------------|---|-----------------------|
| | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
| 平成28年度 | 56.5% | 51.6% |
| 平成27年度 | 51.6% | 46.6% |

7. 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備に関する参考図表

| 毎日学校図書館を開放している学校数 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 小学校及び義務教育学校（前期課程） | 5/17校 | 6/16校 |
| 中学校及び義務教育学校（後期課程） | 6/8校 | 6/8校 |

8. 英語でコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成に関する参考図表

| | | | |
|---------------------------|----------|----------|----------|
| 「英語で遊ぼう」等行事への 参加児童・生徒数 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 237 名 | 139 名 | 258 名 |

「言語活動の充実と言語力の育成」にかかる支援員等一覧

| 名称 | 対象 | 内容 | 人数 |
|---------|-------------------|---|-----|
| 学校図書館司書 | 全校 | 原則、各中学校区及び義務教育学校に 1 名を配置することにより、教員やボランティア等と連携し、図書館の整備や読書活動の充実に向けた活動を行う。(市費有償ボランティア) | 9 名 |
| 英語指導助手 | 中学校及び義務教育学校(後期課程) | 英語を使ったコミュニケーション活動の充実を図るため、教員とともに英語授業の補助を行う。校区内の幼稚園や小学校でも同様の活動を行う。(市費委託) | 5 名 |

※9 【学校司書】：平成 26 年から市費により各中学校区に 1 名配置。教職員と連携し、蔵書の管理や掲示物の作成など、魅力的な学校図書館づくりをめざしている。

※10 【学校図書館】：学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）の第 2 条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。

※11 【AET】：Assistant English Teacher の略。本市では中学校の英語科授業等で補助的な役割を担う外国人講師のこと。

※12 【外国語活動支援員】：小学校の外国語活動で補助的な役割を担う英語が堪能な日本人の支援員。

※13 【学校支援ボランティア】：学校支援コーディネーター(※14)が窓口となり、学校のニーズに応じた協力を頂いている地域の方々であり、花壇等の環境整備、本の読み聞かせ、登下校の安全見守りなどに協力していただいている。

※14 【学校支援コーディネーター】：各中学校区及び義務教育学校に配置され、学校とボランティアの連絡・調整を行い、学校のニーズに応じて学校支援ボランティアを派遣する。



| | | |
|---|---|----|
| 重点項目 3 | 担当課 | |
| 3. 自学自習力の育成 | 学校教育課 | |
| 目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での生活・学習や読書の習慣を確立するための家庭学習課題の工夫 ・ 家庭での学習を支える規則正しい生活習慣の働きかけ ・ 放課後学習教室での自学自習力育成及び学習のつまずきの解消 | | |
| 教育委員会の取組み | | 評価 |
| 9 自学自習力の育成（教育指導事業） 「家庭学習リーフレット」や「家庭学習冊子」(※15)等を活用しながら、子どもが自主的に家庭学習を行えるよう、系統的に児童・生徒の発達段階に応じた家庭学習課題の工夫をすすめるよう学校を指導・支援していく。 | | ○ |
| 10 生活習慣・学習習慣の改善（教育指導事業，学習支援サポーター事業） 「もりぐちっ子応援プラン」(※16)等のホームページ掲載や、リーフレットの配付により、生活習慣・学習習慣の確立に向けた啓発を行う。加えて、学習支援サポーター(※17)などによる放課後学習教室を実施し、家庭での学習習慣の定着に向けた支援を行う。 | | ○ |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 9 | 自学自習力の育成に効果があらわれている市内の事例をまとめた資料の配付など、児童・生徒の家庭学習習慣の定着のための指導・支援を行う中、全国学力・学習状況調査児童・生徒の項目のうち、「計画を立てて勉強する」「学校の授業の復習をする」の肯定的回答の割合は、全国平均より低い値であるが改善傾向が続いている。 | |
| 10 | 学習支援サポーターの活用による放課後学習教室に加え、市費教員による補充学習の充実を図った。また、各中学校区フォーラム(※18)で家庭・地域の方に家庭学習習慣の確立に向けた協力依頼等を行い、地域と連携して家庭学習週間を設定する校区も見られた(平成28年度末時点で4中学校区で実施)。全国学力・学習状況調査児童・生徒の項目のうち、「平日・休日にまったく勉強しない」と回答した割合は、全国平均より高い値であるが改善傾向が続いている。 | |
| 今後の方向性 | | |
| ◆家庭学習にかかるアンケートを継続して実施する等により児童・生徒の学習状況を把握しつつ、発達段階に応じた系統性のある家庭学習課題の設定したものを研究していくとともに、各中学校区フォーラムの実施及びリーフレット等を活用し、家庭学習の重要性を家庭や地域に啓発していく。また、学習支援サポーターや市費中学校教員により放課後学習の充実を図り、児童・生徒が自ら学習に取り組む姿勢を育てていく。さらに、家庭学習冊子について定期的な効果検証を実施するとともに冊子の内容や効果的な活用方法等を検討していくことで家庭学習習慣の確立及び自学自習力の育成を図っていく。 | | |

図表及び注釈

9. 自学自習力の育成に関する参考図表

| 全国学力・学習状況調査 児童・生徒の肯定的回答 | 計画を立てて勉強をする | | 学校の授業の復習をする | |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 小学校及び 義務教育学校 (前期課程) | 中学校及び 義務教育学校 (後期課程) | 小学校及び 義務教育学校 (前期課程) | 中学校及び 義務教育学校 (後期課程) |
| 平成 28 年度 | 52.9% | 47.3% | 37.6% | 41.7% |
| 平成 27 年度 | 47.3% | 43.2% | 34.9% | 37.3% |
| 平成 26 年度 | 44.8% | 39.8% | 33.8% | 32.4% |

10. 家庭学習習慣の確立に関する参考図表

| 全国学力・学習状況調査 児童・生徒の肯定的回答 | 平日に勉強をまったくしない | | 休日に勉強をまったくしない | |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 小学校及び 義務教育学校 (前期課程) | 中学校及び 義務教育学校 (後期課程) | 小学校及び 義務教育学校 (前期課程) | 中学校及び 義務教育学校 (後期課程) |
| 平成 28 年度 | 6.5% | 10.5% | 24.7% | 20.7% |
| 平成 27 年度 | 9.0% | 10.1% | 26.8% | 21.2% |
| 平成 26 年度 | 9.0% | 13.7% | 26.2% | 24.8% |

「自学自習力の育成」にかかる支援員等一覧

| 名称 | 対象 | 内容 | 人数 |
|------------|---------------------------|--|-----|
| 学習支援サポーター | 全校 | 放課後学習や授業において児童・生徒の学習支援を行う。(学生や地域の方等の有償ボランティア) | 60名 |
| 少人数指導等加配教員 | 中学校及び 義務教育学校 (後期課程) | きめ細やかな少人数指導による授業の実施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援を行う。(市費教員) | 8名 |

※15【家庭学習冊子】：国語、社会、数学、理科、英語の5教科の基礎・基本的な問題で構成し、毎日生徒が2ページを目安に家庭で取り組む学習冊子。年間3冊（各別冊解答つき）に分け、中学校及び義務教育学校後期課程1・2年生の約2,000名を対象に配布を行った。

※16【もりぐちっ子応援プラン】：守口市教育センターホームページに掲載。「自主学習のヒントメニュー」や「学習計画カード」などをダウンロードして活用できる。

※17【学習支援サポーター】：児童・生徒の学習意欲と学力の向上を図ることを目的に、全校の放課後学習教室や授業などで学習支援を行うサポーター。

※18【中学校区フォーラム】：平成27年度より各中学校区単位で、学校・家庭・地域が一体となり、中学校区等単位で子どもの教育について考えることを目的に開催。

| | | |
|---|--|----|
| 重点項目 4 | 担当課 | |
| 4. 支援教育の充実 | 学校教育課 | |
| 目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもたちが、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるような教育の推進 ・ 障がいのある子どもたちの様々な課題に対応できるように、中学校区での連携強化及び教職員の資質向上の推進 ・ 全教職員が一体となった支援教育の推進 | | |
| 教育委員会の取組み | | 評価 |
| <u>11 校内支援体制の確立</u> （支援教育推進事業） 障がいのある児童・生徒については、保護者の参画をもとに「個別の教育支援計画」(※19)及び「個別の指導計画」(※20)の作成及び活用と引き継ぎを行い、それぞれの障がい種別に応じた指導方法の工夫・改善を行うため、支援教育コーディネーター(※21)を中心とした校内体制を確立するよう学校を指導・支援していく。 | | ○ |
| <u>12 効果的な支援を展開できる教職員の資質向上</u> （支援教育推進事業） 支援教育コーディネーターや支援学級担任等を対象とした研修の開催や支援教育冊子を教職員へ配付するとともに、リーディングスタッフ(※22)等による巡回相談(※23)を実施し、個別の児童・生徒に対する支援についての助言を行う。 | | ○ |
| <u>13 効果的な指導の推進</u> （支援教育推進事業） 学校における支援教育の充実を図り、児童・生徒が円滑に学校生活を送れるよう、通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対しては特別支援教育支援員(※24)を配置し、単独で行動するのが困難な児童・生徒に対してはスクールヘルパー(※25)を派遣する。 | | ○ |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 11 | 支援学級に在籍するすべての児童・生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用をすすめた。また、全校に支援教育コーディネーターを配置し、定期的な会議・研修を実施ながら、校内体制による支援を行うことができた。 今後、校内支援だけでは補いきれずさらなる支援が必要な児童・生徒についての対応が必要である。 | |
| 12 | 年 10 回の教職員等を対象とした研修等を実施するとともに、全教員への支援教育冊子の配付、また、リーディングスタッフ等による巡回相談を 31 回実施し、各校における個別の児童・生徒に対する指導の改善をすすめた。 今後、経験年数の浅い教員が増加傾向にある中、基礎的な内容の取扱いとともに、より実践的な内容の研修等の実施が必要となる。 | |

13

特別支援教育支援員を活用した校内体制によって、より個に応じた支援がすすめられるとともに、スクールヘルパーを派遣することにより、単独で行動が困難な児童・生徒が学校行事等に円滑に参加することができた。

今後、配慮を要する児童・生徒は他にも多く存在するため、個に応じた支援をさらに充実させていく必要がある。

今後の方向性

◆各校における校内体制のさらなる充実と子ども一人ひとりに適した支援が実施されるよう、支援教育コーディネーターや支援学級担任のニーズを十分に把握するとともに、障がい種別に応じた具体的な支援方法や環境整備等の研修を実施することにより、教員の資質向上を図っていく。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障がいの有無を問わず、医療的ケア等、配慮を要する児童・生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成することにより、「合理的配慮」を行うなど個に応じた適切な対応を行うとともに、特別支援教育支援員の配置や、スクールヘルパーの派遣を行うことで、これまで以上に円滑な学校生活を送ることができる支援体制の充実を図る。

◆さらなる支援が必要な児童・生徒については、市のリーディングスタッフによる訪問相談に、より円滑につなぐ場合の体制について今後改善する必要がある。

図表及び注釈

☆支援学級について

それぞれ5月1日現在（学校基本調査調べ）

| | 小学校及び義務教育学校（前期課程） | | | | 中学校及び義務教育学校（後期課程） | | | |
|-------|-------------------|-----------|------------|-----------|-------------------|-----------|------------|-----------|
| | 支援学級数 （クラス） | 割合 （%） | 在籍数 （人） | 割合 （%） | 支援学級数 （クラス） | 割合 （%） | 在籍数 （人） | 割合 （%） |
| 平成28年 | 67 | 24.6 | 319 | 5.1 | 29 | 24.4 | 120 | 3.7 |
| 平成27年 | 63 | 22.8 | 284 | 4.4 | 30 | 23.3 | 112 | 3.2 |
| 平成26年 | 64 | 22.9 | 281 | 4.3 | 30 | 21.9 | 104 | 2.8 |

※支援学級数の割合は、全学級数を分母として算出

12. 「支援教育の充実」にかかる支援員等一覧

| 名称 | 対象 | 内容 | 人数 |
|-----------|----------------|---|-----|
| 特別支援教育支援員 | 全校 | 発達障がいのある児童・生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う。（市費有償ボランティア） | 31名 |
| スクールヘルパー | 必要とする児童・生徒の在籍校 | 単独で行動することが困難な障がいのある児童・生徒の学校行事等の支援を行う。（市費委託） | 23名 |

※19【個別の教育支援計画】：子どもにかかわる支援者が、情報を共有し、長期的な観点から、支援の目標や内容を明確にするもの。

※20【個別の指導計画】：校内における個別の児童・生徒に応じた指導計画。

※21【支援教育コーディネーター】：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。

※22【リーディングスタッフ】：支援教育の研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員。

※23【巡回相談】：指導主事やリーディングスタッフ、大学教授等により、障がいのある幼児・児童・生徒の指導方法について、各学校園を訪問して、管理職や担任または保護者に助言を行う。

※24【特別支援教育支援員】：平成20年度から市費によって配置し、支援学級に通っていないが、発達障がいのある児童・生徒を対象として、学校生活上の介助や学習支援を行う。

※25【スクールヘルパー】：平成11年度から市費によって派遣し、単独での行動が困難な児童・生徒を対象として、学校行事等において付き添いを行う。



| | | |
|---|---|--|
| 重点項目 5 | 担当課 | |
| 5. 幼児教育の充実 | 学校教育課 | |
| 目標 | | |
| ・「幼稚園教育要領」及び守口市「公立幼稚園の運営に係る基本方針」に基づく公立幼稚園教育の充実 | | |
| 教育委員会の取組み | 評価 | |
| <u>14 幼・小・中連携の推進</u> （教育指導事業） 幼児教育と義務教育の円滑な接続を図るため、給食交流や中学生の職場体験などで、幼児と児童・生徒の交流機会を増やす。 | ○ | |
| <u>15 幼稚園教諭の指導力向上</u> （教育研究・研修事業） 認定こども園への移行を踏まえ、教職員を対象とした研修を年4回実施するとともに、すべての幼稚園の園内研修に指導主事を派遣し、保育内容を把握するとともに、指導方法や保育の展開についての指導・助言を行う。 | ○ | |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 14 | 校長会等で取組み事例を示す事などにより、全中学校区及び義務教育学校において、幼稚園教員を含めた合同研修が実施されるとともに、小学校10校、中学校7校、義務教育学校1校において、合同避難訓練や学校行事への参加、給食交流、職場体験などにより、幼児と児童・生徒がふれあう機会を設けた。 教職員からは合同研修等により互いの理解が深まっているとの感想が多く聞かれているが、取組みに差があるのが現状である。 | |
| 15 | 事前にニーズ調査を行い、子ども・子育て支援制度や実技研修等を年4回開催するとともに、各園において年間8回の園内研修が実施され、指導方法の改善が行われた。研修について市・私立の保育所や認定こども園、学校等にも広く公開したところ、のべ109名の参加があった。 参加者からは、子どもへの関わり方等、具体的な学びができたことについて肯定的な意見が見られた。今後は幼稚園教育要領の改正に合わせた研修等も必要となる。 | |
| 今後の方向性 | | |
| ◆幼児教育が「教育の基礎を培う」という重要性に鑑み、教職員などのニーズに見合った研修、園内研修を実施し、教職員の資質をより一層高め、指導力の向上を図るとともに、就学前施設と学校の連携状況を十分に把握し、就学前から義務教育学校修了までの教育を円滑に接続できるよう、実情に応じた学校園への働きかけを行っていく。 ◆新幼稚園教育要領で示されている「資質・能力の育成」や「カリキュラム・マネジメント」等について、小学校以上の教育との連携も踏まえた研修等を実施していく。 | | |

図表及び注釈

14. 幼・小・中連携の推進に関する参考図表

| 幼稚園と小中義務教育学校 との交流状況 | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） | |
|------------------------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| | 校数（校） | 回数（回） | 校数（校） | 回数（回） |
| 平成 28 年度（4 園） | 10 | 19 | 8 | 10 |
| 平成 27 年度（5 園） | 12 | 22 | 8 | 13 |

※回数、校数の減少は、幼稚園数が 5 園から 4 園へ減少したことが影響



幼小中の連携の様子（職場体験 小と中）



幼小中の連携の様子（給食交流 幼と小）

《学校教育分野 基本方針1に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇新学習指導要領では、学校教育の中心課題とされてきた「学力」について、大きくステップアップした新しい内容が示された。具体的には、これまでの「知・徳・体」の三要素から、「①何を理解しているか、何ができるかという知識や技能、②理解したことをどう使うかという課題解決力、③どのように社会世界と関わりよりよい人生をつくるかという学びに向かう力や人間性」という新たな3要素として示された。つまり「知識理解力」、「問題解決力」、「社会性や人間性、自己形成力」の3要素がこれからの学力観として整理された。各学校においては、教科学習はもとより学級活動や学校行事などあらゆる教育活動を通じ学力向上が求められる。教育委員会はこれらについてわかりやすく学校に伝え、その具体化を支援することが求められる。特に授業改善については、各学校において学力向上の具体的な目標設定と達成状況を点検できる指標づくりが進むよう、教育委員会の学校新機能を高められるようよう期待したい。

- ◇言語力の育成については、多様で多彩な対話活動が授業に盛り込まれるような働きかけをすることが必要である。

- ◇自学自習力の育成については、子どもたちが自分の力で学ぶということが大事ではあるが、家庭での学習環境が厳しい子どもに対しての積極的な支援策の具体化が必要である。

- ◇子どもたちの学びが今、よりアクティブなものになってきているという観点から、学校図書館を活用した教育を期待したい。また、学校図書館だけではなく、学社連携という観点から公共図書館と連携し、子どもたちの学ぶ環境をよりよいものにしてもらいたい。

- ◇様々な情報が溢れている現代社会において、メディアリテラシーという観点を組み入れていくことが必要である。

- ◇アクティブラーニングに対応できない子どもについては、家庭の貧困問題が関わっていると考えられる。したがって、学習だけでなく家庭の問題にも関わる総合的な支援を行う必要がある。

| | |
|------------------------|---|
| <p>学校教育 基本方針 2</p> | <p>心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～</p> |
| <p>方針目標</p> | <p>すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。</p> <p>この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめます。</p> |
| <p>重点項目</p> | <p>6. 人権教育の充実 35</p> <p>7. 道徳教育の充実 39</p> <p>8. 生徒指導の充実 41</p> <p>9. キャリア教育の充実 45</p> |

| | | |
|--|--|--|
| 重点項目 6 | 担当課 | |
| 6. 人権教育の充実 | 学校教育課 教育センター | |
| 目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みの充実 ・学校園の教育活動全体を通しての人権意識の醸成と人権教育の充実 | | |
| 教育委員会の取組み | 評価 | |
| <p>16 <u>人権意識の醸成と教職員の指導力の向上</u>（人権教育推進事業）</p> <p>「守口市人権教育基本計画」及び「人権教育推進プラン」に基づき、各校において人権教育の系統的な指導計画を作成し、指導方法を工夫しながら、各校の実態に応じた人権教育を推進する。また、個別的な人権課題をテーマとした教職員対象の研修と保護者、市民対象の研修をそれぞれ年4回開催する。</p> | ○ | |
| <p>17 <u>在日外国人教育の推進</u>（人権教育推進事業）</p> <p>在日外国人児童・生徒のアイデンティティの育成に寄与するため、各校で実施される民族学級（※26）等の活動に講師を派遣するとともに、日本語の理解が困難な児童・生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう自立援助通訳を派遣する。</p> | ○ | |
| <p>18 <u>人権侵害事象とセクシュアル・ハラスメントの防止</u>（教職員資質向上事業）</p> <p>人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応ができるよう相談窓口の設置及び周知とともに、セクシュアル・ハラスメント防止を含む、各校で実施される校内研修に指導主事を派遣する。</p> | ○ | |
| <p>19 <u>児童虐待への対応</u>（教育指導事業）</p> <p>虐待の早期発見及び対応等についての教職員研修を行う。また、虐待の疑いのある場合、学校及び関係諸機関との連携を密にし、スクールカウンセラー（※27）等も活用することで、その情報を把握、共有し、迅速に対応するとともに、児童・生徒のケアを行えるようにしていく。</p> | ○ | |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 16 | <p>全校において、さまざまな人権課題（※28）について重点指導月間などを設け、人権教育を推進した。また、教職員を対象とした人権教育研修を年4回、保護者、市民を対象にいじめ問題等をテーマとした研修を年4回開催した。</p> <p>教職員研修には人権教育担当者が参加しており、各校で伝達し、全教職員での共有に取り組んでいるが、市民向けの研修では参加者をもっと増やす努力を要する。</p> | |

| | |
|----|---|
| 17 | 12校にて活動する民族学級において、派遣講師及び府費民族講師の活用を行い、市及び地域行事への参加も行いながら活動の充実を図った。また、日本語の理解が困難な児童・生徒12名に対し、中国語、ネパール語、タガログ語等の通訳派遣によって学校生活が円滑に送れるよう支援を行った。今後も日本語の理解が困難な児童・生徒が増加していくことが考えられることから、多言語に対応できる通訳の確保が必要である。 |
| 18 | 全校において相談窓口を設置し、ポスターの掲示等により児童・生徒への周知を行った。また、府作成の冊子等を活用しながら、セクシュアル・ハラスメント防止等の校内研修を実施した。セクシュアル・ハラスメントについての事案は発生しなかったが、経験の浅い教職員も増加していることから研修等の実施により注意喚起していく必要がある。 |
| 19 | 各校で行われるケース会議や研修会へ指導主事が参加し指導・助言を行うことにより、教職員による児童の異変に気づく等の対応力が整ってきている。また、守口市児童虐待防止地域協議会等、関係機関と情報共有を行った結果、子どもの利益を最優先に対応することができた。今後もケースが複雑化するとも考えられることから、組織としての体制をさらに整えていく必要がある。 |

今後の方向性

◆学校訪問及び研修会等を通して、教職員の人権意識の醸成と授業・指導方法の充実を図るため、積極的な指導・助言を行う。また、児童・生徒が相談しやすい環境を整えるために、教職員対象のカウンセリング研修の開催や、相談窓口の設置などを行うとともに、児童・生徒にも学期毎に周知を行いつつ、情報の把握と共有化、関係諸機関との連携等により、人権侵害事象への迅速かつ適切な対応に努める。加えて、児童虐待の早期発見とともに福祉機関等と連携した適切な対応が行えるよう、教職員対象の研修会の充実を図る。

図表及び注釈

16. 人権意識の醸成と教職員の指導力向上に関する参考図表

人権教育講座（教職員対象）

| 開催日 | 内容 | 参加者数 |
|-------|--------------------------------|------|
| 6月15日 | すべての子どもが安心、安全に過ごせる学校づくり（いじめ防止） | 22名 |
| 6月24日 | 子どもたち一人ひとりの未来につながる集団づくり | 21名 |
| 11月7日 | セクシュアル・ハラスメントと性虐待予防と効果的な対応 | 23名 |
| 12月1日 | 在日外国人教育の進め方について | 28名 |

ヒューライツセミナー（保護者、市民対象）

| 開催日 | 内容 | 参加者数 |
|--------|--------------------------|------|
| 11月2日 | スマホやタブレットの安全な使い方 | 45名 |
| 11月9日 | 障がいのある人を理解し、共に暮らしていくこととは | 39名 |
| 11月16日 | 性的マイノリティを生きる | 39名 |
| 11月30日 | いじめ問題における親と子の関わりについて | 41名 |

☆「人権教育の充実」にかかる支援員等一覧

| 名称 | 対象 | 内容 | 人数 |
|---------------------|----|---|----|
| 自立援助通訳 | 全校 | 外国から入学又は編入学した日本語理解が困難な児童・生徒の日本語習得及び学校生活での自立を援助する。(市費有償ボランティア) | 8名 |
| 在日外国人児童・生徒 交流会講師 | 全校 | 市主催の行事や民族学級等の活動において、外国にルーツのある児童・生徒に対し、母国の歴史や文化などの指導を行う。(市費有償ボランティア) | 9名 |

19. 児童虐待への対応に関する参考図表

| 学校による児童虐待通告件数 | | |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
| 平成 28 年度 | 22 件 | 9 件 |
| 平成 27 年度 | 22 件 | 7 件 |
| 平成 26 年度 | 11 件 | 7 件 |

(学校における児童虐待対応の流れ)

- 1) 教職員等による子どもの変化への気づき（些細な変化、相談等）
- 2) 教職員等から校長への報告
- 3) 校長が校内チーム会議を招集
- 4) 校内チーム会議で情報共有・対応方針の決定
- 5) 校長から市、子育て支援課又は子ども家庭センターへの通告（確証がなくても）
- 6) 子育て支援課又は子ども家庭センターによる対応方針の決定（直接面会後の一時保護等）
- 7) 関係機関と連携した継続的な支援

※26【民族学級】：放課後等に、児童・生徒がルーツのある外国の言語や文化等の学習を行う課外活動。平成 28 年度の参加児童・生徒は 82 人であり、韓国・朝鮮や中国のほか、様々な外国にルーツを持つ児童・生徒の参加も増加してきている。平成 28 年度は 12 校にて実施。

※27【スクールカウンセラー】：全中学校区及び義務教育学校に 1 名配置され、児童・生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。

※28【さまざまな人権課題】：「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害等の個別的な人権課題。



| | |
|--|--|
| 重点項目 7 | 担当課 |
| 7. 道徳教育の充実 | 学校教育課 |
| 目標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成 ・新たな「特別の教科 道徳」の準備及び推進 ・教育活動全体を通しての道徳教育や社会体験、郷土の文化伝統に親しむ活動の充実 | |
| 教育委員会の取組み | 評価 |
| <p><u>20 道徳教育の推進（教育指導事業）</u> 各校において道徳教育推進教師（※29）を位置づけ、各校で作成する道徳教育の全体計画及び年間指導計画が、学習指導要領で示されている指導内容として適切に計画されているかの確認を行う。また、「特別の教科 道徳」の全面実施を見据え、学校の道徳教育を推進するため、校内体制を確立し、創意工夫のある授業が行われるよう、校内研修に指導主事を派遣し指導・助言を行う。</p> | ○ |
| <p><u>21 学校・家庭・地域との連携等の充実（教育指導事業）</u> 教職員研修を実施し、読み物教材（※30）を活用した魅力ある道徳の授業づくりに努めるとともに、学校公開等により家庭・地域との連携を図る。また、市教育課程研究協議会において「道徳の時間」の校内授業研究を公開する。</p> | ○ |
| <p><u>22 環境教育、郷土の伝統・文化に関する教育の推進（教育指導事業）</u> 児童・生徒が、郷土の魅力に触れ、地域の一員としての自覚を持つことができるよう、環境教育や郷土の伝統・文化に関する教育について出前授業を実施する際の知識・技能を持つ人材を紹介、活用できるようにする。また、継続して「わたしたちの守口」「中学校歴史資料集～郷土・守口の歴史～」を配付し活用するなど、地域についての理解を深める授業が展開されるよう指導する。</p> | ○ |
| 評価の根拠 | |
| ○の根拠について | |
| 20 | <p>全校の全体計画等の作成について確認、指導を行った。また、魅力的な読み物教材を活用した創意工夫のある授業づくりを行えるよう、道徳教育推進教師を対象とした研修の実施や、校内研修等において指導主事による道徳の教科化にかかる指導・助言を行った。</p> <p>各校で子ども主体の授業が展開されており、今後評価についての研究を進める必要がある。</p> |
| 21 | <p>道徳の時間の指導方法等について、夏季教職員研修及び道徳教育推進教師を対象とした研修を年2回実施するとともに、保護者、地域の方々も参加するフォーラムの開催や学校公開等により、学校・家庭・地域の道徳教育にかかる共通理解を図ることができた。</p> <p>一方で学校・地域により取組み状況の差があるので、今後も市教育課程研究協議会において「道徳の時間」の校内授業研究を公開する必要がある。</p> |

| | |
|--|--|
| 22 | <p>企業や淀川河川事務所等の出前授業を活用した環境教育や、地域の伝統文化に造詣の深い方を講師として招き、和太鼓や茶道等の出前授業を実施するなど、各校で特色ある取組みを実施した。児童は体験活動等を通して、伝統・文化に興味関心を持つことができた。一方で、活用状況において学校により差があるため、活用した学校の取組みを、校長会等を通じて周知する必要がある。</p> |
| <p>今後の方向性</p> | |
| <p>◆すべての教育活動を関連づけながら計画的に道徳教育を推進できるよう、全体計画及び年間指導計画に指導時期等を明記し整理を行っているが、検証しながらさらに実効性のあるものにしていく必要がある。また、小学校・義務教育学校前期課程は平成30年度、中学校・義務教育学校後期課程は平成31年度からの「特別の教科 道徳」全面実施に向け、道徳の時間の授業づくり、評価等に関して、主に各校の道徳教育推進教師を対象とした研修を実践研究協力校と連携しながら実施し、各校での取組み状況の共有化を行うとともに、教職員の資質向上を図り、道徳教育を推進するための校内体制の確立に努める。</p> <p>加えて、「特別の教科 道徳」実践研究協力校としてさつき学園を指定し、その研究の成果を各校に広めていく。</p> | |
| <p>図表及び注釈</p> | |
| <p>※29【道徳教育推進教師】：道徳教育の推進を主に担当する教師として平成21年度より置く。各校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。</p> | |
| <p>※30【読み物教材】：大阪府教育委員会作成「夢や志をはぐくむ教育」や文部科学省作成「私たちの道徳」等。</p> | |

| | |
|---|---|
| 重点項目 8 | 担当課 |
| 8. 生徒指導の充実 | 学校教育課 教育センター |
| 目標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市・学校いじめ防止基本方針^(※31)等に基づく取組みの推進 ・いじめ・不登校の未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制の充実 | |
| 教育委員会の取組み | 評価 |
| <p><u>23 不登校対策の推進</u>（教育指導事業，教育相談事業）</p> <p>月毎に不登校^(※32)児童・生徒の状況を把握し、スクールカウンセラーの活用を行う。各校個別のケース会議へスクールソーシャルワーカー^(※33)の派遣を行うなど、福祉部局と連携しながら、不登校状況の改善に努める。</p> | △ |
| <p><u>24 いじめの未然防止・早期発見</u>（教育指導事業，教育相談事業）</p> <p>各校の学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の取組みを計画的にすすめるべく、毎月の生徒指導担当者の会議に出席し指導・助言を行う。また、いじめホットライン等の相談窓口をリーフレットやカード等の配付により児童・生徒へ周知する。加えて、守口市いじめ防止基本方針や問題行動対応マニュアルの周知や、いじめ防止等にかかる連絡協議会の開催等により関係諸機関との連携を図る。</p> | ○ |
| <p><u>25 児童会・生徒会等の活性化</u>（教育指導事業）</p> <p>子どもたちが主体となる活動を行うため、児童会・生徒会の自治的活動の推進や、市の生徒会交流会の活性化を支援する。また、生徒会が参加する守口子ども議会の企画運営に協力する。</p> | ○ |
| <p><u>26 生徒指導体制の充実</u>（教育指導事業）</p> <p>関係諸機関と連携しながら、暴力行為等に対する毅然とした指導の徹底や、薬物乱用防止教室や非行防止教室、情報モラル教育等の出前授業を実施するとともに、「もりぐち携帯3か条」^(※34)に基づき学校への携帯電話等の持ち込みを原則禁止とする取組みを継続する。</p> | ○ |
| 評価の根拠 | |
| ○の根拠について | |
| 24 | <p>各校の学校いじめ防止基本方針に基づき、アンケートの実施や集団づくりの取組みなど、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、発見した際に迅速かつ適切に対応するための校内体制をより強化した。また、関係機関との連携を図るため、守口市いじめ問題対策連絡協議会を3回開催した。</p> <p>いじめの形態も複雑化・多様化しており、連絡協議会の議論も今後さらに深めていく必要がある。</p> |
| 25 | <p>各中学校区及び義務教育学校では、合同行事や地域清掃など児童会・生徒会が協同の取組みがすすめられた。年2回の生徒会交流会が行われるとともに、府主催の生徒会サミット、守口子ども議会に各校の代表生徒が参加した。参加した生徒からは「これからの生徒会活動にも活かしていきたい」等の肯定的な感想が多く見られたため、今後、そのような意見を活かすような環境整備を工夫する必要がある。</p> |

26 全校において、関係機関と連携した非行防止にかかる出前教室を開催するとともに、携帯電話等の持ち込みを原則禁止する対応が行われた。また、生徒会を中心として、携帯電話等ネットの利用を含めてのルールを考える取組みもあり、その内容について全校へ情報提供を行った。一方で、中学校区により取組みに差が見られるため、取組みの成果を担当者会議等で共有していく必要がある。

△の根拠について

23 全校で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必要に応じて活用し、ケース会議を開催しながら、家庭訪問や校内適応指導教室等の取組みをすすめた。また、小中合同でのケース会議や福祉部局とケース会議を開催する学校が増えてきている。しかしながら、中学校及び義務教育学校後期課程において不登校生徒数が減少したが、小学校及び義務教育学校前期課程において不登校児童数が増加した。今後、より一層の家庭、福祉部局との連携や、アウトリーチ型の支援（※³⁵⁾に関する研究が必要である。

今後の方向性

◆児童・生徒の意識調査を定期的実施し状況把握及び分析を行いつつ、いじめや不登校などの生徒指導上の課題解決のため、学校及び生徒指導担当者会、関係諸機関との連携を図りつつ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用したケース会議の開催による多面的な要因究明や対応方針の明確化を図るとともに、今後小学校2校に派遣した教育専門相談員が不登校児童の家庭を訪問しアウトリーチ型支援を行い、教職員への指導・助言を通して校内体制の強化に向けた研究を行う。

また、問題行動の未然防止などに向け児童会・生徒会の自発的活動を促すため、年2回の生徒会交流会の活性化や中学校区での児童会・生徒会交流の活性化を図る。

さらに、問題行動の未然防止の観点から守口警察との情報共有を積極的に行う。

加えて、市・学校いじめ防止基本方針に基づき、守口市いじめ問題対策連絡協議会を定期的開催し、関係機関及び団体との連携を図るとともに、いじめホットライン等の相談窓口の周知に努める。

図表及び注釈

23. 不登校対策の推進に関する参考図表（不登校児童・生徒数）

| | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 平成 28 年度 | 42 名 | 138 名 |
| 平成 27 年度 | 41 名 | 150 名 |
| 平成 26 年度 | 37 名 | 156 名 |

☆適応指導教室に入室した中学3年生の進路状況

| | 高校等へ進学した割合 |
|----------|------------|
| 平成 28 年度 | 100% |
| 平成 27 年度 | 100% |

☆平成 28 年度生徒指導事案の発生状況【() 内は平成 27 年度】

| | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 対教師暴力 | 9 (27) 件 | 9 (16) 件 |
| 児童・生徒間暴力 | 32 (37) 件 | 57 (71) 件 |
| 窃盗行為 | 54 (62) 件 | 16 (35) 件 |
| 不良行為 | 11 (13) 件 | 43 (59) 件 |

24. いじめの未然防止・早期発見に関する参考図表（いじめの認知件数）

| | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 平成 28 年度 | 26 件 | 16 件 |
| 平成 27 年度 | 12 件 | 17 件 |
| 平成 26 年度 | 5 件 | 7 件 |

※迅速な対応による早期解決を行うため、教職員に対して「いじめ防止対策推進法」で示されている定義の再確認を徹底することを図っていることから、認知件数が増加している状況である。

※31【市・学校いじめ防止基本方針】：いじめ防止対策推進法を受け、市・学校が実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。

※32【不登校】：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。

※33【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童・生徒に関する状況把握をし、ケース会議等により見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

※34【もりぐち携帯3か条】：平成 21 年 1 月、守口市教育委員会・守口市小中学校生活指導研究協議会・守口市 PTA 協議会・守口警察署により作成。内容は①学校には持って行かない行かさない②家庭でルールを決めましょう③フィルタリングを徹底しよう の3か条。

※35【アウトリーチ型の支援】：福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービス等の意味で多用される。ここでは、教育専門相談員が児童宅へ出向いて、心理的なケアとともに、必要とされる支援に取り組むこと。



| | | |
|--|---|--|
| 重点項目 9 | 担当課 | |
| 9. キャリア教育の充実 | 学校教育課 | |
| 目的 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育 ※36 の推進 ・発達段階に応じた一貫した指導の展開 | | |
| 教育委員会の取組み | 評価 | |
| <p>27 キャリア教育の充実（教育指導事業）</p> <p>発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、全中学校区で大阪府教育委員会発行の資料等を活用し、中学校区としてのキャリア教育全体計画を作成する。また、児童・生徒が主体的に自分の進路を選択する能力・態度を育成するため、進路情報について、学校と連絡を密に行いながら情報提供を行う。</p> | ○ | |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 27 | <p>全中学校区及び義務教育学校でキャリア教育全体計画を作成し、キャリア教育の視点をもって、小学校及び義務教育学校前期課程では職場訪問、中学校及び義務教育学校後期課程では職場体験を含め、系統的な教育活動全体の取組みがすすめられた。また、年 14 回開催された中学校進路指導委員会に指導主事が参加し最新の情報提供を行うとともに、守口市進路指導委員会作成の「進路のてびき」を全生徒に配付した。</p> <p>キャリア教育全体計画や「進路のてびき」の効果的な活用に向けて検証を行う必要がある。</p> | |
| 今後の方向性 | | |
| <p>◆各校のキャリア教育担当者への研修を実施し先進校の取組みを提供するとともに、中学校区のキャリア教育全体計画における系統的な計画のもと、9年間一貫した指導を展開するため、各校での検証・研究を進めていく。</p> <p>加えて、進路指導にあたっては、「進路のてびき」を活用するとともに、大阪府の動向に注視しつつ、中学校進路指導委員会に指導主事が参加するなど、最新の進路情報を速やかに提供することにより、学校・生徒・保護者が安心して主体的に進路決定ができるよう引き続き努める。</p> | | |
| 図表及び注釈 | | |
| <p>※36 【キャリア教育】：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。</p> | | |

《学校教育分野 基本方針2に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇「障害者差別解消法」など人権擁護の法的整備が進む一方で、差別や憎悪をあおる厳しい社会状況もある。このような状況と人権教育の今日的な役割を踏まえて学校への指導・助言を行う必要がある。
また、各校で行われている人権教育のテーマを教育委員会で把握し、より効果的なものとしていくことが重要である。
- ◇キャリア教育について、職業観や勤労観などの土台に関わる部分と、科学技術や産業などの現代社会の変化に対応する教育内容という部分がある。教育委員会でこれらの点を整理し、目標設定を行う必要がある。
- ◇生徒指導の内容について、全体的に学校の取組みの成果が出ており、環境が落ち着いてきているという点については評価できる。しかしながら、生徒指導事案の発生原因はさまざまであるため、現状に安心するのではなく、今後に備えることも必要である。そのため、問題対応型ではなく、未来志向型の生徒指導環境の整備が必要である。
- ◇いじめの問題について、全国的に厳しい事案も増加傾向にある。情報共有の不足や、若い先生のいじめを察知する能力にまだまだ課題があるということで、見過ごされている部分もある。いつ重篤な事案が起こるか分からないという危機意識が重要である。また、起きたときにどう対応するかという考え方が多いが、起こさないような学校・学級づくりが必要である。そういった学校・学級づくりができれば、仮にいじめに発展しそうになっても軽微なうちに解決できると考える。
- ◇道徳教育については、従来の「徳目主義」による閉じられた道徳教育ではなく、読み物の解釈の多様性にかかれた道徳教育であるべきである。環境教育については、ユネスコが「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development)の推進拠点として、いくつかの学校をユネスコスクールに指定している。守口市でも、どこかの学校がユネスコスクールとなって環境教育に取り組んでいくことが望ましい。また、人権教育と道徳教育・環境教育・キャリア教育をつなげるものとして、「市民性教育」(Citizenship Education)の構築を行うことが望ましい。



| | |
|------------------------|---|
| <p>学校教育 基本方針 3</p> | <p>命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～</p> |
| <p>方針目標</p> | <p>子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されています。また、学校園の内外における事故や事件、災害や不審者等から子どもの安全を確保することが重要な課題となっています。中学校区で連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組みをすすめ、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。</p> |
| <p>重点項目</p> | <p>10. 健康・体力づくりの充実 49</p> <p>11. 安全・安心な環境づくりの推進 51</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 重点項目 10 | 担当課 | |
| 10. 健康・体力づくりの充実 | 学校教育課 保健給食課 | |
| 目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校園の教育活動全体を通しての健康の保持・増進及び体力の向上 ・ 子どもたちの健康と体力づくりの推進 | | |
| 教育委員会の取組み | 評価 | |
| <p>28 <u>体力・運動能力、運動習慣の向上</u>（教育指導事業，教育研究・研修事業）</p> <p>各校で体力向上プランを策定し、体力向上を目指した具体的な取組みを推進する。武道が必修化されていることから、指導等における安全確保を徹底する。また、人材バンク等の外部人材を活用しながら部活動指導の充実を図る。</p> | ○ | |
| <p>29 <u>食育の推進</u>（教育指導事業）</p> <p>食に関する全体計画・年間指導計画を作成し、指導目標を明確にして取組みをすすめる。</p> | ○ | |
| <p>30 <u>感染症等の予防・対応の確立</u>（学校保健安全事業）</p> <p>関係機関と連携を図りつつ、インフルエンザ様疾患やノロウイルス等の感染症の防止のため、予防の指導を徹底するとともに、発生時に緊急対応できるように、マスク・エプロン・使い捨て手袋を備える。</p> | ○ | |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 28 | <p>全校で体力向上プランを作成し、授業のみならず、各種運動の強調月間の設定や休み時間の外遊びの奨励など、授業以外の時間における具体的な取組みが行われた。体育的行事等における指導上の留意点を通知した上で、実施計画を確認し指導・助言を行った。また、全中学校及び義務教育学校において外部人材の活用による部活動の活性化が図られた。</p> <p>地域人材の発掘については、今後さらに必要となってくると考えている。</p> | |
| 29 | <p>全校で食に関する全体計画に基づき、給食指導と関連を図りながら、各校の目標に向けた食に関する指導がすすめられているが、保護者への啓発も今後さらに必要であると考えます。</p> | |
| 30 | <p>ノロウイルスなどの感染症の拡大を防止するため、感染性胃腸炎による欠席者が複数出たので、保健所、学校、教育委員会が連携して、欠席状況などを共有し、学校内の消毒を徹底するため、マスク・エプロン・使い捨て手袋・消毒液などを配付するとともに、手洗いや嘔吐物の処理の方法等を周知徹底し、感染拡大の防止に努めた。</p> | |

今後の方向性

◆守口市教育研究会体育部会、学校栄養部会や養護部会等との連携を図りながら、各校で作成する「体力向上プラン」や「食に関する全体計画」、「食に関する年間指導計画」の検証改善を行い、指導方法の創意工夫を引き続き図るとともに、その際、先進的な取組みについて情報提供を行い、その推進に努める。

また、児童・生徒が意欲を持って運動に取り組む態度を育むため、プロスポーツ団体等の出前事業の活用を一層すすめるとともに地域人材の発掘、活用を図る。

◆学級懇談会等で取り扱うテーマの設定を工夫し、保護者のニーズに応えるとともに、専門的知識を有する人材を招へいした講演会等を通して、保護者に対する教育的支援に努める。

◆今後も関係機関と連携しながら、予防のための手洗い・うがいなどの徹底や、感染拡大防止のための学校内での消毒方法の徹底を図るとともに、マスク・エプロン・使い捨て手袋を備える。

図表及び注釈

28. 体力・運動能力、運動習慣の向上に関する参考図表

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

| 体力合計点 (平均値) | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） | |
|----------------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 平成 28 年度 | 52.34 点 | 54.40 点 | 39.69 点 | 46.95 点 |
| 平成 27 年度 | 52.07 点 | 54.27 点 | 39.72 点 | 45.43 点 |
| 平成 26 年度 | 53.38 点 | 52.22 点 | 38.86 点 | 44.81 点 |

部活動外部人材活用状況

| | ソフト テニス | バドミ ントン | バレー ボール | 卓球 | 野球 | バスケット ボール | ラグビー | 和楽器 その他 | 合計 | 前年度比 |
|--------------|------------|------------|------------|-----|-----|--------------|------|------------|-------|-----------|
| 学校数 (校) | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 9 | | |
| 指導者 (人) | 7 | 5 | 3 | 3 | 3 | 4 | 1 | 24 | 50 | 13 人増 |
| 活用時間 (時間) | 1,335 | 1,004 | 842 | 232 | 825 | 691 | 209 | 1,139 | 6,277 | 1,774 時間増 |

30. 平成 28 年度感染性胃腸炎発生状況（保健所報告の健康状況調査票より）

小学校及び義務教育学校：8校 欠席者数：323名 学級閉鎖：5校5学級

中学校：0校

※保健所の調査結果において、給食が原因でないとの報告を受けています。

| | | |
|--|---|--|
| 重点項目 11 | 担当課 | |
| 11. 安全・安心な環境づくりの推進 | 学校教育課 保健給食課 総務課 | |
| 目標 | | |
| ・学校の危機管理体制の充実 ・学校園の安全管理体制の確立及び地域と一体となった取組みの推進 | | |
| 教育委員会の取組み | 評価 | |
| 31 学校の危機管理体制の充実 (小学校運営事業, 施設維持管理事業, 教育指導事業, 学校保健安全事業) 各校で「防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」を作成し、緊急時における対応を示すとともに、救急インストラクターの資格をもった教職員の配置を順次進める。さらに、児童・生徒への防災教育を推進し、避難訓練を実施するとともに、地域の協力を得ながら登下校時の児童の見守りを行う。また、不審者の情報提供があった際には、市内保育所・幼稚園・認定こども園・小中義務教育学校への注意喚起を行う。 | ○ | |
| 32 学校園の安全管理体制の確立 (教育指導事業) 小学校及び義務教育学校前期課程では、警察との連携による1年生と4年生を対象とした交通安全教室を実施し、さらに、中学校及び義務教育学校後期課程においても、警察と守口自動車教習所の協力による自転車の安全教室を実施するとともに、消防署との連携による幼稚園、小中義務教育学校の教職員を対象とした救急救命法実技講習会や、専門医による「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用した講習会を開催する。また、食中毒の発生を防止するため、食品の衛生管理体制を徹底し、未然防止に努める。 | ○ | |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 31 | 全校で「防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」が作成され、授業時間以外にも、休み時間や下校時等を想定した避難訓練や、保護者への引き渡しを含めた訓練等も実施された。また、4名の教員が救急インストラクター講習を受講した。加えて、学校安全対策事業(※37)や放課後下校時警備配置業務(※38)、ミマモルメ(※39)、地域の協力を得た登下校の見守りにより、見守り活動中の不審者等による被害はなかった。 地域の協力が必要な内容についてはその支援を維持していくためにも、人材確保について引き続き努める必要がある。 | |
| 32 | 全小学校及び義務教育学校前期課程において、守口警察の協力のもと交通安全教室を実施するとともに、全校の教職員を対象に、専門医による「エピペン(※40)講習会」を実施した。また、食中毒の発生を防止するため、保健所、学校薬剤師と連携しながら、食品の衛生管理について徹底した。 | |

今後の方向性

◆予期せぬ災害が発生した際に迅速かつ適切に対応できるよう、防災マニュアル等の継続的な検証・改善を行うとともに、避難訓練などを通じた児童・生徒への防災教育の推進に努めるなど、危機管理体制の充実に取り組んでいく。また、消防署や警察署等の関係機関と連携した児童・生徒への出前授業や教職員への救急救命法実技講習会の開催などを行うとともに、教職員の救急インストラクター講習受講を進める。加えて、地域の協力を得るなど、登下校時の児童の安全対策の充実に努める。

さらに、各校の取組みの参考になるよう先進市の事例等を研究し各校へ情報提供し、研究を深めていく。

◆中学校及び義務教育学校後期課程における交通安全教室が、全校で実施されるよう周知していくとともに、自転車のマナーを高めるため、生徒が主体となって行った学校をモデルとして、全中学校及び義務教育学校後期課程においても実施できるよう周知を図る。また、引き続き教職員を対象に専門医による「エピペン講習会」を実施し、教職員誰でもが適切な対応ができる校内体制を支援する。

図表及び注釈

31. 学校の危機管理体制の充実にに関する参考図表

不審者情報提供状況

| | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 平成 28 年度 | 33 件 | 17 件 |
| 平成 27 年度 | 36 件 | 22 件 |
| 平成 26 年度 | 47 件 | 19 件 |

32. 学校園の安全管理体制の確立に関する参考図表

交通安全教室実施状況（小学校及び義務教育学校前期課程対象）

| | 春の歩行訓練教室 | 秋の自転車安全走行教室 |
|----------|-----------|-------------|
| 平成 28 年度 | 16 / 16 校 | 16 / 16 校 |
| 平成 27 年度 | 17 / 17 校 | 17 / 17 校 |
| 平成 26 年度 | 17 / 17 校 | 17 / 17 校 |
| 平成 25 年度 | 18 / 18 校 | 18 / 18 校 |

自転車の安全教室実施状況（中学校及び義務教育学校後期課程対象）

| | 実施校数 |
|----------|---------|
| 平成 28 年度 | 5 / 8 校 |
| 平成 27 年度 | 1 / 8 校 |

教職員対象のエピペン講習会参加状況

| | 実施回数 | 小学校及び 義務教育学校（前期課程） | 中学校及び 義務教育学校（後期課程） |
|----------|------|-----------------------|-----------------------|
| 平成 28 年度 | 2 回 | 63 名 | 65 名 |
| 平成 27 年度 | 2 回 | 82 名 | 38 名 |

※37【学校安全対策事業】：全小学校及び義務教育学校にて実施。下校時における校門付近の安全を確保するため、有人による警備を行っている。

※38【放課後下校時警備配置業務】：各小学校区及び義務教育学校区における下校時の交差点付近の交通誘導を行い、児童の安全を確保する。

※39【ミマモルメ】：全小学校及び義務教育学校にて希望者が加入できる民間のサービス。児童の登下校時間や、緊急メールを保護者へ配信する。

※40【エピペン】：アナフィラキシー（※41）症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐため、患者自身が自己注射する補助治療薬。成分は、アドレナリン（※42）で、アドレナリンには気管支を広げる作用と血圧を上昇させる作用がある。

※41【アナフィラキシー】：じんましんや腹痛、呼吸困難などの複数の症状が同時かつ急激に現れるアレルギー反応。

※42【アドレナリン】：副腎から分泌されるホルモンで、心拍数を上げ、瞳孔を開き、血糖値を上げるなどの作用がある。



小学校交通安全教室の様子

《学校教育分野 基本方針 3に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇これからの学力・人間力の要素として、体力・体づくりが重要な課題となっている。自分の身体機能を発揮することの楽しみや喜びを養うという観点から、これからも取組みを整備・継続する必要がある。
- ◇健康の保持増進という観点から、バランスのよい豊かな食生活を自分自身で作りに上げていくという力をつけるということは、今日的に非常に大事になってきている。それをしっかりと支える栄養教諭の役割はとて大きいことから、その観点からの指導を充実させる必要がある。
- ◇学校の危機状況は益々多様化している。防災訓練等を含む従来型のものに加え、今日の危機状況に対しての対応も求められているため、適切な情報提供を行い、しっかりと対応できるよう注意喚起をする必要がある。



| | |
|------------------------|--|
| <p>学校教育 基本方針 4</p> | <p>学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～</p> |
| <p>方針目標</p> | <p>学校園は、家庭や地域と連携した教育活動をすすめるために学校を公開し、学校評価や学校評議員制度を活用して、保護者をはじめとする地域住民に広く意見を求め、学校経営に反映します。校園長は、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめるとともに、教職員の資質の向上に努め、学校力を高めます。</p> <p>全中学校区において、義務教育9年間を見通した教育目標を掲げ、一貫性のある教育活動に取り組みます。その中で、本市の小中一貫教育の推進役となる施設一体型の義務教育学校さつき学園を開校したことから、その成果を検証し、他の学校に発信していきます。</p> <p>他方、地域によっては少子化の進行により、学校の小規模化が教育環境に大きく影響を及ぼすことから、平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、子ども達が多様なものの見方や考え方を身につけ、切磋琢磨しながら集団活動を適切に行えるよう学校規模の適正化を図ります。</p> |
| <p>重点項目</p> | <p>12. 学校経営の改善.....57</p> <p>13. 教職員の資質向上・研修の充実61</p> <p>14. 教育環境の充実65</p> |

| 重点項目 12 | 担当課 |
|--|------------------------|
| 12. 学校経営の改善 | 学校教育課 教育センター 総務課 |
| 目標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育目標や経営方針及び個別課題に対する明確なビジョンと具体的方策の「学校教育計画」への明記 ・家庭・地域と連携した、より具体的な学校経営の展開 ・成果と課題、課題解決の方策を明らかにした、R-PDCA サイクルによる学校経営の改善 | |
| 教育委員会の取組み | 評価 |
| <u>33 校園長の指導力の向上</u> （教職員研修事業） 校長会の開催及び指導主事の園長会の出席により、学校教育の推進にかかる留意点、事象への迅速な対応等を指示伝達するとともに、管理職が各校での課題や成果などを共有する場での指導・助言を行う。 | ○ |
| <u>34 家庭・地域との連携</u> （教育指導事業） 保護者・地域等へ、学校便りやホームページ等による学校情報の発信等を行いながら、学校支援地域本部（※43）等を活用し連携を図っていく。 | ○ |
| <u>35 学校の組織力の向上</u> （教育指導事業、支援教育推進事業等） 学校評価の内容が、教職員で共有されるよう指導する。また、首席（※44）・指導教諭（※45）を活用して、ミドルリーダーを育成できるよう、指導主事計画訪問等でのヒアリングを行い、それらの内容を基に、各校の課題解決に向けての人事配置を行う。さらに、学校における各種教育の担当者を対象とした研修や会議を開催し育成を図る。 | ○ |
| <u>36 小中一貫教育の推進</u> （教育指導事業） 教育フォーラムの開催や「守口市小中一貫教育推進のてびき」（※46）を活用し、小中一貫教育についての学校・家庭・地域の共通理解を図り、全中学校区において小中一貫教育を推進する。 | ○ |
| <u>37 学校事務の効率化</u> （学校運営事業） 学校事務の効率化を図るため、学校事務共同実施（※47）の推進を図る。また、全教職員に配付されている校務用パソコンの有効活用が図れるよう、環境整備に努める。 | ○ |
| <u>38 国旗・国歌の指導</u> （教育指導事業） 国旗・国歌の指導が学習指導要領に基づき、適正に行われるよう指導する。 | ○ |
| <u>39 多様な人材の活用</u> （連携協定事業） 連携協力に関する協定書を締結している各大学及び市民団体等の協力を得て、各市立学校園に多様な人材を派遣する。また、企業やNPO 法人と協力し、授業が充実したものになるよう出前授業や人材の情報共有を行う。 | ○ |

| 評価の根拠 | |
|----------|--|
| ○の根拠について | |
| 33 | <p>毎月開催の校長会で喫緊の教育課題についての情報提供や指示伝達を行うとともに、管理職研修会において情報提供及び指導・助言を行い、校園長の指導力向上を図った。また、評価育成システムを活用し、管理職の資質向上を図った。</p> <p>今後、新学習指導要領の実施に伴い、情報提供の一層の充実に努める必要がある。</p> |
| 34 | <p>全校において学校ホームページや学校便り等での情報発信が行われ、学校支援地域本部と連携しながら環境整備や登下校時の児童の見守り等の取組みをすすめた。</p> <p>学校間でホームページの更新の頻度に差があるので、今後、ホームページ作成のための研修を行う等、改善に向けて取り組む必要がある。</p> |
| 35 | <p>学力向上推進教員会議や支援教育コーディネーター研修等を開催し、校内分掌の担当教員の情報共有及び意見交流を行い、各校の取組みに生かすことができた。また、全校に年4回の指導主事計画訪問を実施し、各校の状況把握、指導・助言を行うことにより、ミドルリーダーの育成、組織力の向上のための支援を行った。</p> <p>今後も管理職・担当者による校内への情報伝達の徹底を図る必要がある。</p> |
| 36 | <p>各中学校区で定期的な小中一貫教育の担当者会議を開催しながら、合同授業研究や合同研修の実施とともに、中学校体験や合同清掃活動等の児童・生徒間の交流が進められた。校区によっては、合同ケース会議の開催や合同教材研究の実施など、工夫された取組みが行われた。また、小中一貫教育の推進役として義務教育学校さつき学園を設置し、その取組みや成果を、各中学校区に情報発信した。</p> <p>教育コミュニティづくりをさらに推進していくためにも、コミュニティ・スクール(※48)の導入が有効であると考えている。</p> |
| 37 | <p>学校事務支援センター(※49)を核として、市教育委員会、学校の連携を図り、定期的な会議や研修を開催し、学校事務共同実施の確立を図ることができた。また、校務用パソコンを活用しての伝達が行われるなど、事務の効率化がすすんだが、より一層の効率化に向けた研究が必要である。</p> |
| 38 | <p>各校において、社会科や音楽科等の学習を関連させながら、入学式・卒業式において、学習指導要領に基づき、教育委員会が指導・助言を行いながら適正に国旗掲揚及び国歌斉唱が行われたが、今後も学習指導要領に基づき、適正に行われるよう指導する。</p> |
| 39 | <p>協定大学や企業、市民団体等による出前授業を学校で活用してもらうために、情報提供を適宜行った。学校によって活用状況が異なるため、今後、活用が少ない学校については活用が増えるよう呼びかけを行う。</p> |

今後の方向性

◆校内分掌で位置づけられた各校の担当教職員を対象とした研修や担当者会議の計画的・継続的な開催、指導主事による学校訪問や担当事業などのヒアリングにおいて、分掌組織の責任者の配置の確認を行い、ミドルリーダーの育成を図りつつ、学校の組織力の向上に取り組んでいく。

また、学校事務支援センターと学校との連携を図り、中学校区での学校事務共同実施や学校間連携による取組みを共有するとともに、校務用パソコンの活用を促進させる環境整備を行い、学校経営の改善に努めていく。

◆小中一貫教育の更なる充実に向け、義務教育学校さつき学園における、前期・後期課程の教職員が一体となった指導や、コミュニティ・スクール導入に向けた研究等の成果を検証しつつ、校長会等を通して発信していく。

◆ホームページの更新については、広報広聴課と連携し、技術研修を行い、どの学校もスムーズに更新できるよう支援を行う。

◆多様な人材の活用については、毎年度末行っている活用状況の調査結果に基づき、前年度の活用が少なかった学校に呼びかけを行い、活用状況のばらつきを改善する。

図表及び注釈

39. 多様な人材の活用に関する参考図表

| 相手先 | 内 容 |
|-------------|------------------|
| パナソニックインパルス | フラッグフットボールの出前授業 |
| 関西電力 | 電気を起こす体験学習 |
| N T T | スマホの安全な使い方に関する講座 |

※この他にも、複数の企業や市民団体等による出前授業が行われています。

「学校経営の改善」にかかる支援員等一覧

| 名称 | 対象 | 内容 | 人数 |
|-------------|----|--|---------|
| 学校支援コーディネータ | 全校 | 学校のニーズを受け、そのニーズに応じた地域ボランティアを派遣する等の学校支援を行う。 (市費有償ボランティア) | 29名 |
| 地域ボランティア | 全校 | 登下校時の見守り、放課後等の学習支援、本の読み聞かせや蔵書整理、花壇の整備等の学校支援を行う。 | 約5,000名 |

※43【学校支援地域本部】：学校からの要望に応じてコーディネータが学校に地域ボランティアを派遣する等の学校支援活動を行う仕組み。登下校時の児童の見守り、長休時や昼休みの図書館開放や読み聞かせ、花壇や樹木などの環境整備等の活動を実施。

※44【**首席**】：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

※45【**指導教諭**】：学校に配置され、校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研究支援、地域連携の職責を担う。小・中学校は平成19年度から配置。

※46【**守口市小中一貫教育推進のてびき**】：平成24年4月に策定した「守口市における小中一貫教育の基本的な考え方」に基づき、各中学校区がそれぞれに特色ある小中一貫教育をすすめていくために活用できるよう作成した冊子。

※47【**学校事務共同実施**】：守口市立学校の学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図り、学校事務における処理体制を効率化する。

※48【**コミュニティ・スクール**】：「学校運営協議会」を設置している学校。「学校運営協議会」は、法律に基づく制度で、校長が作成する学校運営の基本方針の承認等の権限を有する。

※49【**学校事務支援センター**】：各中学校区ブロック及び個々の学校での学校事務の効率化や、職員の技能向上のための研修を企画するなど、市全体の円滑な事務が行えるよう支援、指導、助言等を行う（平成21年度より第一中学校内に設置）。

| | | |
|---|--|--|
| 重点項目 13 | 担当課 | |
| 13. 教職員の資質向上・研修の充実 | 学校教育課 教育センター | |
| 目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質向上 ・研究授業の充実等、校内研修体制づくりの充実 | | |
| 教育委員会の取組み | 評価 | |
| <p>40 法令の遵守と教職員の資質向上（教職員研修事業）</p> <p>体罰禁止や個人情報の適切な取り扱い等、教職員の服務にかかる研修を、新規採用教職員や講師を対象に実施する。また、校長会で服務にかかる校内研修を指示し、定期的な状況把握を行うとともに、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。</p> | ○ | |
| <p>41 教職員の指導力の向上（教職員研修事業）</p> <p>評価・育成システムが適切に活用できるよう、校長会で詳細説明を行うとともに、学校長との連絡を密にとり、指導が不適切な教員等を早期に把握し、指導を行う。</p> | ○ | |
| <p>42 教職員研修の充実（教育研究・研修事業）</p> <p>各校で実施された校内研修に、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。また、教育課題にかかる学校ニーズに応じた教職員研修を開催する。</p> | ○ | |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 40 | 毎月の校長会で不祥事予防に向けた情報提供を行う中、再発防止の内容も含めたサービスの校内研修を各校が実施し、防止につなげることができた。今後も引き続き指導の徹底に努める必要がある。 | |
| 41 | <p>評価・育成システムの活用は適切に行われ、その活用が定着している。また、指導力に課題のある教員に対して、学校と教育委員会が連携して継続的な指導を実施し、教員の指導力向上に努めた。</p> <p>さらに指導力向上に向け、評価・育成システムの適切な活用ができるよう環境整備に努める必要がある。</p> | |
| 42 | <p>各教科・道徳教育・人権教育・情報モラル・サービス等について各校での校内研修に研修講師やオブザーバーとして指導主事の派遣を行うとともに、教育委員会主催で教育課題にかかる研修や府外への学校視察を含めた授業改善のための研修を開催し、約 1,800 名（のべ人数）の教職員の参加となった。学力向上校の視察やアクティブラーニングの視点からの授業改善等の研修やICT教育フォーラムを実施し、参加者が各校に持ち帰って他の教職員に伝えることにより、授業改善が行われた。</p> <p>各校では児童・生徒主体の授業が中心に行われているところであり、市教委としても研修内容の一層の充実のため検証に努める必要がある。</p> | |

今後の方向性

◆今後も引き続き学校訪問等により各校の状況を把握し、各校に応じた校内研修の支援を行う。また、キャリアステージに応じた教員研修を行い、1年目、2年目、3年目、5年目、10年目の教員に対して、府と連携しながら、研修を実施する。また、評価・育成システムの適切な活用を促すとともに、指導の不適切な教職員については、早期に対応できるよう、学校と連携を密にし、改善に向けた支援と指導を行っていく。

さらに、教職員による不祥事の未然防止のため、毎月の校長会で懲戒処分事例等を提示する等、日々のサービス管理の徹底を図るとともに、評価・育成システムの適切な活用ができるよう環境整備に努める。

図表及び注釈

平成28年度 教職員研修

教育センター主催の課題やキャリアステージに応じた研修

| 研修名 | | 対象 | 目的 | 開催回数 (回) | 参加人数 (人) |
|--------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|--|-------------|-------------|
| 教 職 研 究 カ レ ッ ジ | 授業づくり | 教職員 | 子ども主体の授業づくりの推進と、授業力向上を図る | 13 | 549 |
| | 集団づくり | | 子ども理解や、学級経営等について向上を図る | | |
| | 教育相談 | | 児童・生徒理解や保護者との関わり方など教育相談に関するスキル向上を図る | | |
| | 情報教育 | | ICTを効果的に活用した授業づくりの推進、情報活用能力の向上を図る | | |
| | 食物アレルギー等 今日的課題 | | 教職員の資質向上を図る | | |
| 授業改善推進研修 | | 学校の中核となる教員 | 学校視察等の研修を実施することで各学校の校内研究体制のさらなる充実と教員の授業改善を図る | 4 | 150 |
| 講師研修 | | 初めて講師となる者及び経験おおよそ5年以内の講師で校長が推薦する者 | 指導力向上を図る | 1 | 25 |
| 学校事務職員研修 | | 学校事務職員 | 給与事務や生活保護等、現在の課題について学ぶ | 3 | 37 |

教育センター主催の法定研修

| 研修名 | 対象 | 目的 | 開催回数 (回) | 対象人数 (人) |
|-------------|-----------|------------------------------|-------------|-------------|
| 初任者・新規採用者研修 | 初任者・新規採用者 | 実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる | 7 | 15 |
| 2年目研修 | 2年目教職員 | 実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる | 5 | 27 |
| 5年次研修 | 5年目教員 | 指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る | 2 | 22 |
| 10年経験者研修 | 10年経験者 | 指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る | 2 | 28 |

学校教育課主催の研修・研究協議会

| 研修名 | 対象 | 目的 | 開催回数 (回) | 参加人数 (人) |
|-----------|----------------|--|-------------|-------------|
| 人権教育関係研修 | 校内で人権教育を中心に担う者 | 人権教育の現状と課題及び取組みについて認識を深め、人権が尊重された学校づくりについて考える | 4 | 94 |
| 支援教育関係研修 | 校内で支援教育を中心に担う者 | 支援教育に関する実践力の向上を図る | 10 | 595 |
| 生徒指導研修 | 校内で生徒指導を中心に担う者 | 適切な指導方法など対応力の向上を図る | 5 | 131 |
| 教育課程研究協議会 | 校内で教育課程を中心に担う者 | 小中義務教育学校の教育課程編成及び実施上の課題について研究協議を行い、小中義務教育学校教育の改善・充実を図る | 4 | 91 |



| | | |
|--|---|--|
| 重点項目 14 | 担当課 | |
| 14. 教育環境の充実 | 学校管理課 | |
| 目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校さつき学園（※50）の開校及びグラウンド等の整備 ・統合校の開校に向けた取組みの推進 ・小規模校の規模適正化に向けた学校統合 | | |
| 教育委員会の取組み | 評価 | |
| <p>43 義務教育学校さつき学園の開校（施設整備・建設事業）</p> <p>平成 28 年 4 月に開校した義務教育学校さつき学園について、隣接する第三中学校を解体し、グラウンド等の整備を行う。</p> | ○ | |
| <p>44 統合校の開校に向けた取組みの推進（施設整備・建設事業）</p> <p>平成 28 年 4 月に東小学校と大久保小学校を統合し、東小学校を仮校舎として「よつば小学校」を開校した後、平成 30 年 4 月における大久保小学校用地での統合校開校に向け、大久保小学校の解体工事及び新校舎建設工事を実施する。</p> <p>また、旧第二中学校跡地において、平成 30 年 4 月の開校に向けて寺方小学校と南小学校の統合校である「寺方南小学校」の新校舎建設工事を実施するとともに、開校に向けた準備等として、統合校の校章作成などの業務を行う。</p> | ○ | |
| <p>45 小規模校の規模適正化に向けた学校統合（施設整備・建設事業）</p> <p>平成 24 年 3 月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針（※51）」に従い、子ども達のためによりよい教育環境づくりを進めるため、小規模化する学校の規模適正化の観点から、三郷小学校と橋波小学校の統合を進める。</p> | ○ | |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 43 | <p>平成 26 年 4 月に春日小学校と滝井小学校を統合し、滝井小学校を仮校舎として「さつき小学校」を開校した後、平成 28 年 4 月に、さつき小学校と第三中学校を統合し、本市初の施設一体型小中一貫校である義務教育学校「さつき学園」を開校した。</p> <p>平成 28 年 4 月以降、第三中学校の校舎等を解体し、平成 28 年 12 月にテニスコート、グラウンド、附属棟などの整備が完了した。併せて、防球ネットなどのグラウンド用備品等についても購入し、竣工後は体育授業やクラブ活動など、子ども達が活動している。</p> | |

| | |
|---|--|
| 44 | <p>よつば小学校については、平成 30 年4月開校を目指して旧大久保小学校の校舎等を解体後、新築工事に係る2ヶ年の継続費予算を計上し、入札による業者決定を実施した。また、寺方南小学校の新築工事においても、同様に業者を選定後、学校現場の意見等を踏まえ、設計業者及び工事施工業者との打ち合わせを重ねながら、両校の新築工事の進捗管理を行い、開校に向け準備を進めている。</p> <p>なお、寺方南小学校の校章作成については、統合校連絡会から意見集約された校章案に係る提言書を受け、教育委員会においても提言書を尊重することとした上で、寺方小学校の校章にある「さくら」と南小学校の校章にある「ひし」を合わせて両校の伝統を引き継ぐとともに、地域の特色である「寺方提灯踊り」の提灯を中央に配したものを新しい統合小学校の校章として、図案の調整を専門業者へ委託し、校章が完成した。</p> |
| 45 | <p>平成 28 年8月に、三郷小・橋波小の学校・保護者・地域の方の代表からなる統合校連絡会から統合場所、統合時期、統合校の校区などに関して意見集約された提言書を受け、教育委員会として両校の統合に係る統合実施計画を策定した。これにより、平成 30 年4月に現橋波小学校を仮校舎として一旦統合した後、現三郷小学校用地において新校舎を建設し、平成 33 年4月に新校舎を供用開始する予定とした。</p> <p>新しい統合校は、児童の学びの場であると同時に、地域活動や防災の拠点となることから、これらを踏まえた基本コンセプトと統合校連絡会から意見集約いただいた学校コンセプト等を基に、統合校の建設に向け、単に両校が統合するということだけでなく、これからの新しい教育のあり方や地域との関わり等を課題とする、業者提案型プロポーザル方式^(※52)により設計者を決定し、建設準備を進めている。</p> |
| <p>今後の方向性</p> | |
| <p>◆「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、学校、保護者並びに地域の方々のご理解とご協力を賜りながら、統合校の開校準備及び新校舎の供用開始に向けて取組みを進める。新たな学校統合については、今後、児童・生徒数の推移や学校施設の老朽化を踏まえつつ、検討を進めていく。</p> <p>また、本市のめざす小中一貫教育を充実させる義務教育学校の設置についても、さつき学園における取組みを検証しつつ、学級数や学校建設用地の広さ・通学距離などの条件を考慮しながら今後検討していく。</p> | |
| <p>図表及び注釈</p> | |
| <p>※50【義務教育学校「さつき学園」】：義務教育学校は平成 27 年における学校教育法の改正により、平成 28 年度から設置が認められた新たな学校種。さつき学園は、平成 28 年4月時点で全国に 22 校設置された義務教育学校のうちの1校で、大阪府内での設置は初となった。平成 28 年度においては、当学園への視察の申し出が多数あり、他府県も含め他市町村議会、教育委員会等からの視察を 37 件受け入れた。</p> | |

※51 【守口市学校規模等適正化基本方針】：平成 24 年 3 月に策定した基本方針で、小・中学校のよりよい教育環境づくりを進めるため、小規模化する学校の適正規模化への基本的な考え方を示すとともに、学校施設の老朽化等への対策も含めた学校の適正規模についての考え方をまとめたもの。この方針を基に、小・中学校 11 校を対象に統合を進め、小学校 3 校、中学校 1 校、義務教育学校 1 校の設置を進めている。

※52 【業者提案型プロポーザル方式】：発注者は事前に業務の場所・目的・期間等を提示した上で、公募により複数の者からその目的等に合致した企画を提案してもらい、その中から企画・提案能力のある設計者を選ぶ方式のこと。



義務教育学校「さつき学園」の外観

《学校教育分野 基本方針4に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇教育全体の改革が急速に進んでいる。この観点から、学校力を高めるという校内努力を支える校長やスクールリーダーの育成が必要である。また、このような取組みを先取りし、守口市の教員育成方針に組み込むことが、学校への適切なサポートにつながると考える。

- ◇コミュニティスクールの導入については、新しい学校の在り方について十分に研究・検討を行った上で、守口市の実情に合わせ導入する必要がある。



| | |
|------------------------|--|
| <p>社会教育 基本方針 5</p> | <p>生涯学べる社会をつくる ～生きがいのある地域社会の実現～</p> |
| <p>方針目標</p> | <p>少子高齢化がすすみ、時代が大きく変化していく中で、社会に参画できる機会と情報を提供し、市民一人ひとりが生きがいを見出し、豊かな心を育み、生きがいの持てる環境づくりに努めます。</p> |
| <p>重点項目</p> | <p>15. 社会教育の振興 71</p> |

| | | |
|---|--|----|
| 重点項目 15 | 担当課 | |
| 15. 社会教育の振興 | コミュニティ推進課 生涯学習課 スポーツ・青少年課 | |
| 目標 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市と一体となり、市民の学習意欲を促す取り組みの推進 ・文化・芸術活動の支援 ・社会教育における成人基礎学習や青少年健全育成活動の支援 ・文化財を保存・活用するための調査・研究の推進 ・地域のきずなづくり及び地域の教育力の向上への支援 | | |
| 教育委員会の取組み | | 評価 |
| <u>46 子ども読書活動の推進を含めた学習機会の提供</u> (子ども読書活動推進事業, 講座開催事業, 地区コミュニティセンター運営事業) 市民のライフステージに応じた講座・教室を、市生涯学習情報センターやコミュニティセンター等において開催し、市民のニーズに合った学習機会の提供に努めるとともに、「本市子ども読書活動推進計画」に基づき、市内の保育所・幼稚園等において読み聞かせ等を開催する。 | | ○ |
| <u>47 青少年健全育成活動の支援</u> (青少年団体活動助成事業) 市内において、青少年の健全育成活動に取り組む諸団体に対して支援を行い、その更なる活動促進を図る。また、その支援が特定の団体に偏らないような支援方法を検討していく。 | | ○ |
| <u>48 文化・芸術活動の支援</u> (文化行事開催事業, 現代南画管理運営事業) 市民の自主的な文化団体、グループの活動に対する事業支援を行うとともに、市内の文化・芸術団体等と連携・協働しながら、市美術展覧会等の事業を展開していく。 | | ○ |
| <u>49 文化財の保存と活用</u> (旧中西家住宅管理運営事業, 文化財保護事業) 市民の文化財への愛護意識を高めるため、文化財展や講座を開催するほか、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においても、四季折々のイベントを開催することにより、文化財としての価値を高める方策に努める。また、市内外に向け、本市に残る文化財の魅力や情報の発信に努める。 | | ○ |
| 評価の根拠 | | |
| ○の根拠について | | |
| 46 | 市生涯学習情報センターやコミュニティセンター等において、多種・多様な講座・教室を年間 52 講座 112 回開催し、学習機会の提供に努めたが、定員を下回る講座・教室もあった。 子ども読書活動の推進については、市内の保育所・児童センターで毎月1回、幼稚園・コミュニティセンター・児童クラブで複数回、年間合計 42 回の絵本の読み聞かせ会や、影絵劇、絵本作家講演会を開催した。また、子ども読書活動を推進していく中で、絵本の読み手ボランティアサークル等の方々にも、さらに子どもの心に残る楽しい読み聞かせ会をしていただくために、絵本の読み手ステップアップセミナーを開催し、子ども読書活動の推進活動に努めた。 | |

| | |
|---|---|
| 47 | <p>青少年の健全育成活動の一環として、本市育成団体である青少年吹奏楽団や少年少女合唱団等の団体が行う夏期合宿や演奏会・発表会等に対し支援を行ったところである。また、育成団体が設立された当時とは、現在、時代背景が大きく異なり、本市青少年育成に寄与している団体が多岐多様に亘っていることから、育成団体としての様々な支援を平成 28 年度限りとしたうえ自主運営してもらうこととし、本市において社会教育活動を行う青少年関係団体の実施事業に対しての支援とすることにした。</p> |
| 48 | <p>市広報誌・ホームページや、守口文化センターと市生涯学習情報センターのイベント情報誌「情 show 気流」等を通じ、市民や各文化・芸術団体に対し、文化・芸術の情報提供を行った。</p> <p>市制施行 70 周年及び第 60 回を記念し、市役所本庁舎において市総合美術協会と共催で 11 月に開催した「第 60 回守口市美術展覧会」では、市内外から 315 点の応募があり、その中の 170 点が入選し、4日間の会期で展示を行った。結果、1,322 人の方にご来場いただいたが、昨年より出品数及び来場者が減少している為、増加に繋がる広報活動等が必要である。</p> <p>守口市生涯学習情報センター4階イベントホールで、8月に開催した「日本南画院大作展」では、現代南画の第一線で活躍されている方の作品 20 点を展示し、4日間で昨年より約 40 名多い 131 人の方にご来場いただくとともに、市役所新庁舎移転後の 11 月からは、1階の壁面に現代南画作品を 10 点を展示し、市役所本庁舎においても洗練された芸術作品の魅力を身近に感じていただいている。</p> |
| 49 | <p>9月に守口文化センターで、市制施行 70 周年を記念し、「守口市の 70 年—写真と広報でたどるわが町—」と題して守口市文化財展を開催し、過去と現在の「もりぐち」の移り変わりを振り返り、現存する貴重な文化財の重要性について、市民の方に再認識していただく機会となった。加えて、古文書講座・もりぐち歴史館「旧中西家住宅」でのイベントを通じ、文化財愛護意識を高め、さらなる文化財の価値を高めることに努めたが、もりぐち歴史館については、施設を有効活用し一回のみならず再度来館してもらうようにすることが必要である。</p> |
| <p>今後の方向性</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆当課が担当している事業に合わせ重点的な内容にした講座・教室を開催し、その中で各ボランティア団体等との連携を図り、発する側の人材を育成するための講座や活動場所の提供等も行うとともに、多くの方に参加していただけるよう広報活動の見直しを行う。また、子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、子どもが自らすすんで本を読みたくくなるような読書環境の整備の強化に努める。 ◆限られた特定団体に対する支援から、現在多様化が進む青少年関係団体の幅広い支援について検討していく。 ◆「市美術展覧会」や「日本南画院大作展」を通じ、市民に文化・芸術に接する機会を提供するとともに、文化・芸術関係団体に対して、活動支援や連携、協働により、文化・芸術の推進に努める。 ◆現代南画の普及・促進のため、市役所本庁舎や市生涯学習情報センターなどの公共施設等において、現代南画作品の展示を今後も引き続き行う。 ◆国の「登録有形文化財制度」等の活用も視野に入れ、調査や情報収集を図りつつ、さらなる文化財の保存と活用に努める。また、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」で開催していた事業の内容や回数を見直しをするとともに事業数を拡大することを含め、施設を有効活用する。 | |

図表及び注釈

48. 展示会での出品・出展数等

①市美術展覧会

| | 出品数 (点) | 入選数 (点) | 入場者数 (人) | 会場 |
|----------|---------|---------|----------|------------|
| 平成 28 年度 | 315 | 170 | 1,322 | 市役所本庁舎 |
| 平成 27 年度 | 342 | 228 | 1,529 | 生涯学習情報センター |
| 平成 26 年度 | 385 | 229 | 1,117 | 〃 |

②日本南画院大作展

| | 展示数 (点) | 入場者数 (人) | 会場 |
|----------|---------|----------|------------|
| 平成 28 年度 | 20 | 131 | 生涯学習情報センター |
| 平成 27 年度 | 20 | 92 | 〃 |
| 平成 26 年度 | 20 | 70 | 〃 |

49. もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

【年間来館者】

(単位：人)

| 年度 | 個人 | | | | 団体 | | | | 無料 (減 免) | | | | 合計 |
|-----|-------|------------|------------|-------|-----|------------|------------|-----|----------|------|-----|-------|-------|
| | 一般 | 高校生 大学生 | 小学生 中学生 | 小計 | 一般 | 高校生 大学生 | 小学生 中学生 | 小計 | 障がい者 | 学校関係 | その他 | 小計 | |
| H28 | 1,241 | 127 | 48 | 1,416 | 111 | 0 | 0 | 111 | 18 | 832 | 214 | 1,064 | 2,591 |
| H27 | 1,450 | 116 | 7 | 1,573 | 74 | 0 | 0 | 74 | 23 | 263 | 334 | 620 | 2,267 |
| H26 | 1,139 | 74 | 10 | 1,223 | 60 | 0 | 0 | 60 | 8 | 473 | 388 | 869 | 2,152 |

【平成 28 年度年間行事】

(単位：人)

| 開催日 | 行事名 | 概要 | 入館者 |
|---------------|------------------|--|-------------|
| 4月29日～5月15日 | 端午の節句 | 座敷に武者人形を飾り、端午の節句を祝う。 | 250 (延べ) |
| 5月20日～6月7日 | 「ふすま絵」 春の特別公開 | 名誉市民で、日本南画界を代表する故直原玉青画伯に描いていただいた「ふすま絵」47枚と、美術工芸家の故中西一有氏が作成し寄贈された工芸品を主屋6部屋で公開展示。 | 121 (延べ) |
| 6月23日～7月7日 | 七夕まつり | 市内の幼稚園や保育所の幼児等を招き、「七夕」の由来を説明後、折り紙や短冊で笹に飾りつけを行う。 | 19 (延べ) |
| 10月1日 | 中秋の名月 「観月の夕べ」 | 中秋の名月のひとときを、お月見の謂れや音楽の調べを聴きながら、美しい月を鑑賞する。 | 72 |
| 10月21日～11月6日 | 「ふすま絵」 秋の特別公開 | 春の特別公開と同様併せて南あわじ市玉青記念館の直原玉青氏の作品を写真パネルで展示。 | 121 (延べ) |
| 11月19日～11月20日 | 関西文化の日 | 「関西文化の日」の企画に賛同し、両日の入館料を免除する。 | 26 (延べ) |
| 12月18日 | しめ縄づくり | 地域の農家の方を講師に招き、新年に備え、しめ縄や輪飾り作りを体験。 | 30 |
| 1月14日 | 新春の催し 「かるた会」 | 「大阪大学競技かるた会」の指導のもと、小学生・中学生を中心に昔から伝わる「かるた」や「百人一首」を楽しみ、日本の伝統行事に接する機会を提供。 | 18 |
| 2月17日～3月3日 | ひな祭り | 2組のひな人形を「座敷」と「部屋」に展示し、入館者にその由来を説明し、古き時代の風情を感じてもらう。また、市内の幼稚園や保育所の幼児を招き、伝統行事に触れる機会を提供。 | 334 (延べ) |
| 2月9日～3月5日 | 企画展 | 「中西家文書」の市指定有形文化財を記念した関連の古文書や歴史資料を展示。 | 301 (延べ) |
| 3月11日 | スプリング コンサート | 市民文化の向上を目的に、トランペットデュオ「ネオ」を招き、春にちなんだ楽曲を演奏。 | 36 |

《社会教育分野 基本方針5に係る学識経験者の意見・助言》

◇社会教育は今大きな転換期を迎えている。今後、社会教育が何をやっていかないといけないかを考える必要がある。そこで、こどもの支援をどのように行っていくか、学校教育だけでなく地域でどのような支援を行えるか、社会教育の側から考える必要がある。学社連携という言葉があるが、学校の中と外、両面から子ども達の体験をより豊かにできるようなイベントや事業を行っていただきたい。

◇子どもたちの問題の背景には、家庭の経済状況が関わっている。その場合、各家庭にどのくらい踏み込めるかは課題があるが、福祉部局等と連携しながら、社会教育の側からどのように家庭の教育力を高めていくかを考えておく必要がある。これからの社会教育の在り方として、子どもの支援と家庭教育の支援が大きな役割であると考えられる。

《点検・評価全体に係る学識経験者の意見・助言》

◇本報告書は、教育委員会の点検・評価という観点からは、事務局組織の概要、予算決算の状況、教育大綱や本市総合基本計画、さらにはめざす教育の全体像を掲載するなど、本市教育政策と教育委員会事務を包括的に明示している点で評価できる。また、事務局の機構改革について、その意図やねらいを掲載している点も評価できる。

◇点検・評価のシステムについては、5項目の基本方針の下に重点項目を14に絞り込んで焦点化している。また、個別項目ごとに、目標、教育委員会の取り組みと評価、評価の根拠、今後の方向性、図表及び注釈に分けて示すスタイルが定着している。特に、評価の根拠を明示していることや、図表及び注釈を充実していることについて評価したい。具体的には、図表について、補助資料として根拠となる数値をできる限り掲載している点や、資料を経年変化で掲載している点、行政的、専門的な文言や固有名詞について注釈を盛り込んでいる点が評価できる。また、見やすさという観点では、枠で囲って整理し、可能な限り見開きとするなど工夫が見られる。今後、表現をさらに平易にすることや適切な指標を新たに導入するなど、なおその改善に努められたい。また、重点項目についても、より適切な項目へと見直すことも検討されたい。

◇平成32年度を当面の節目とする、学校教育の内容と方法、学校の在り方、地域と学校の在り方、教員育成の4分野において国により大きな改革の内容が示され、現在その具体化が進行しており、それぞれについて具体的な対応が求められている。とりわけ喫緊の課題として、学習指導要領の改定に伴うカリキュラムと授業の大きな改革に各学校が適切に対応することが求められている。今後そういった変化に対応し、教育委員会としての的確な方向性を打ち出し、わかりやすく情報提供していくとともに、指導・助言など学校支援の機能を高めていくことが求められる。本報告書全体として、この観点からの問題意識はやや希薄であることを指摘するとともに、次年度以降の取り組みに期待したい。

◇現在進行している学校規模と配置の適正化、義務教育学校の設置などについては、市民や保護者からの関心の高い内容と考えられる。本市学校改革のねらいや方向、その概要などについて、本報告書の中においても個別の項目ではなく、こうした観点からの全体的な説明や情報提供が必要ではないか。今後検討されたい。

◇守口市では、小中一貫教育を縦軸に、こどもの育ちを支えるコミュニティを横軸に、意欲的に教育が展開されていることを窺うことができた。現状では、守口市の教育は、おおむね良好に推移していると言えよう。今後のさらなる展開に期待をしたいと思う。